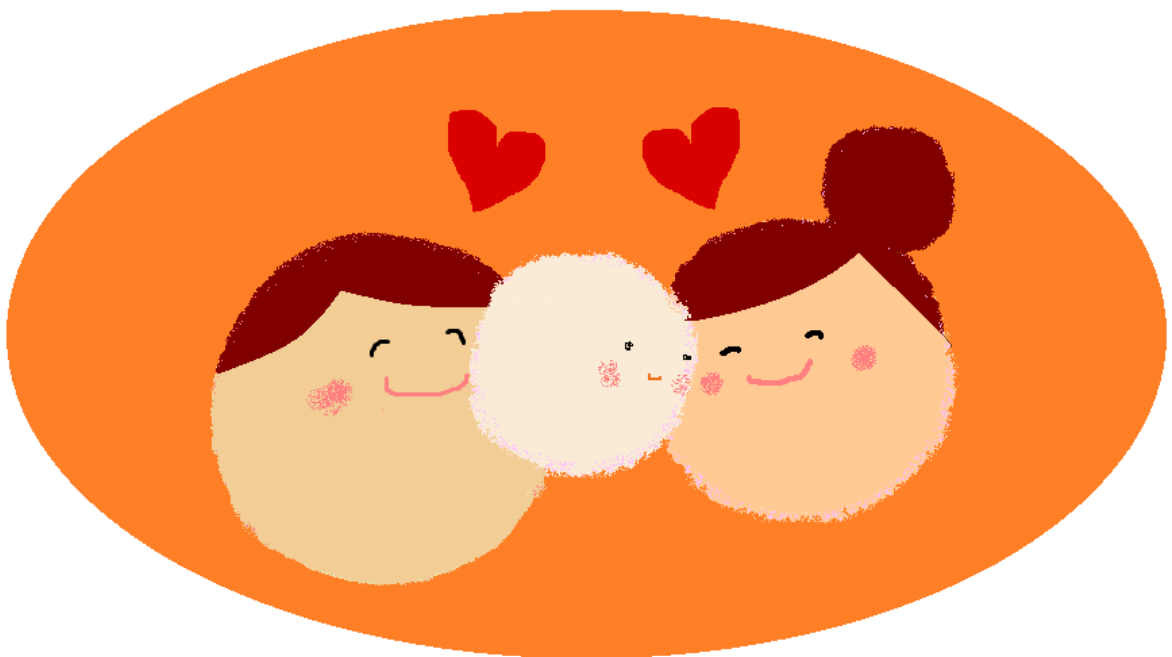


子育て応援ガイドブック



善意と資源とお金が循環する
人と自然に優しいまち

加美町

加美町不妊検査費・不妊治療費助成事業

不妊検査費助成事業

対象となる検査

医師が必要と認める不妊検査で、検査の開始日から原則１年以内に受けたもの。

助成要件

- 1.申請日時点で法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦
 - 2.検査開始日の妻の年齢が 43 歳未満
 - 3.夫婦ともに検査を受けていること
 - 4.申請日時点で夫婦のどちらかまたは両方が加美町に住所を有すること
- 上記４つ全てに該当する方

回数

夫婦１組につき１回に限る

助成額

上限３万円

申請書類

加美町ホームページからダウンロードが可能です。

不妊治療費助成事業

対象となる治療

先進医療の実施機関として厚生労働省から承認を受けている医療機関において、保険診療と組み合わせて実施された先進医療。

助成要件

- 1.申請日時点で法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦
 - 2.検査開始日の妻の年齢が 43 歳未満
 - 3.申請日時点で夫婦のどちらかまたは両方が加美町に住所を有すること
- 上記３つ全てに該当する方

回数

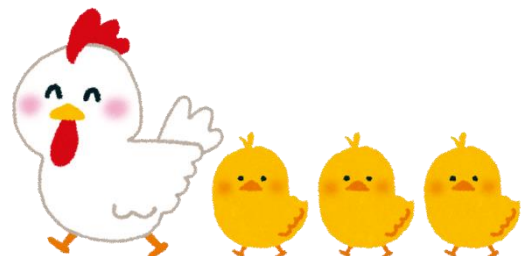
初回治療開始時の妻の年齢が 40 歳未満 ６回
初回治療開始時の妻の年齢が 40 歳以上 ３回

助成額

上限５万円

申請書類

加美町ホームページからダウンロードが可能です。



★問い合わせ★

こども家庭センター TEL 87-8020 FAX 63-7873

加美町こども家庭センター

こども家庭センターは、妊娠・出産・子育てに関する相談や母子健康手帳交付・乳幼児健診、発達に関する相談、また虐待・貧困などの悩みを抱えるご家庭をサポートする「総合窓口」です。

妊産婦、子育て世代、こどもを対象に、さまざまな不安や悩み、困りごとをご相談ください。

関係機関と連携し、安心して子育てができるようにサポートしていきますので、不安や悩みの解決に向けて一緒に考えていきましょう。

普段こんなふうに思うこと、感じることはありませんか？

妊婦さん、パパ・ママ、おじいちゃん、おばあちゃん

<妊娠について>

- ・ 初めての妊娠や出産で不安…
- ・ なんとなく気分が落ち込む
- ・

<育児相談について>

- ・ 育児を手伝ってくれる人がいなくて大変
- ・ 赤ちゃんが泣いてばかり…
- ・ ミルクや母乳、足りているかな？
- ・ 子育てが楽しくない、つらい



<こどもの発達や関わりについて>

- ・ こどもの発達のことが心配
- ・ 学校へ行きたがらない
- ・ どう対応していいかわからない
- ・ こどもが言うことを聞かなくてイライラする

<虐待・貧困について>

- ・ 夫婦関係、家族関係で悩んでいる
- ・ 生活が苦しくて大変



地域・近所の方々

- ・ 怒鳴り声や、こどもの泣く声が聞こえる
- ・ 夜遅くまで家に帰らなかったり、外にいるこどもがいる

一人で悩まず、
気軽にご相談ください



18歳未満のこども

- ・ 家の手伝いや兄弟の世話で、宿題をする間や友達と遊ぶ時間もない
- ・ ご飯を出してもらえない、食べなくていいと言われる
- ・ 両親や家族がいつも喧嘩している
- ・ 家にいる大人から怒鳴られたり、叩かれたりすることがある



★問い合わせ★

こども家庭センター 住所 加美町字西田四番7番地1
電話 87-8020 FAX63-7873

開設時間 午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日・年末年始は休み)



妊婦のための支援給付事業

出産や子育て家庭を応援するために、妊娠時と出産後の2回に分けて「妊婦支援給付金」を支給します。

対象

- 1回目 妊娠した時（母子健康手帳交付時に申請いただきます）
- 2回目 出産した後（赤ちゃん訪問時に申請書をお渡しします）

内容

支給額
妊娠した時 50,000 円
出産後 50,000 円×こどもの数

手続き

どこで

こども家庭センター

必要なもの

本人確認できるもの（運転免許証やマイナンバーカードなど）
振込先の確認ができる通帳など
＊振込先は妊婦、産婦さん自身の口座に限ります

受け取り方法

口座振り込みによりお受け取りください。
（申請書に記入した預金通帳の口座に入金します）



流産や・死産等を経験された方へ

流産、死産、人工妊娠中絶を経験された方も申請いただけます。
妊娠の事実や赤ちゃんの数の確認のため、母子健康手帳が必要となります。
妊娠届をする前に流産等を経験した方も申請できますが、その場合は、医師が胎児心拍を確認した際の診断書等で妊娠の事実を確認させていただきます。

★お問い合わせ★

こども家庭センター TEL 87-8020 FAX 63-7873

母子健康手帳の交付

母子健康手帳の交付は**完全予約制**です。

妊娠がわかり、医師から母子健康手帳をもらうように言われたら、早めに妊娠届を行ってください。

同時に母子健康手帳と、妊婦健康診査受診票を交付します。

母子健康手帳は妊娠の経過、出産状況、お子さんの乳幼児期の発育・発達を記録する大切なものです。

交付の予約方法

事前に下記の交付場所に電話予約をしてください。

電話予約は平日の午前8時30分～午後5時15分まで、随時受け付けています。

窓口	所在地	電話番号
こども家庭センター	加美町字西田四番7番地1	87-8020

内容

1. 母子健康手帳交付アンケートの記載（当日配付します）
2. アンケートをもとに、保健師・栄養士と面談
3. 「加美町子育てガイド」を確認しながら妊娠期の目標を立案

※ 「加美町子育てガイド」とは、妊婦さん自身がこれからどのような妊娠期・子育て期を過ごしたいかを考えて目標を立てる、自分だけのプランです。このプランは保健師と共有し、目標達成のために利用できる町のサービスなどを紹介します。妊娠・出産について心配なこと等、何でもご相談ください。保健師や栄養士がサポートしていきます。

所要時間

妊婦さんご本人との面談を行います。1時間程度かかりますので、時間に余裕をもってお越しください。

必要なもの

- ・妊娠届（医療機関から渡されている場合）
 - ・身分証明書
 - ・振込先が分かるもの（キャッシュカード等）
- ※出産・子育て応援給付金の手続きも同時に行うためです。

母子健康手帳交付に本人が来所できない場合

やむを得ず本人が来所できない場合には、代理の方に交付することができます。代理の方へ交付した場合は、後日妊婦さんの都合の良いときに面接にお越しください。

★問い合わせ★

こども家庭センター TEL 87-8020 FAX 63-7873

助産制度

保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により出産費用が準備できない方に、収入に応じた少ない費用で安心して出産していただく制度です。指定医療機関での出産に限ります。

対象者

次のいずれかに該当する方

- ① 生活保護法による被保護世帯
 - ② 市町村民税非課税世帯
 - ③ 市町村民税の課税世帯であって、その市町村税の額が均等割りの額のみで世帯（所得割の額のない世帯）
 - ④ 市町村民税の所得割の額が 19,000 円以下であり、真にやむを得ない特別の理由があるとき
- ※③または④の方は、出産一時金が、488,000 万円（産科医療保障制度掛金 12,000 円を除く）以上の場合には対象外です。

内容

入所期間

分娩日の前日から、「医師が退院」と認める日まで。原則として 14 日以内。

費用

対象区分 A：負担金 0 円

対象区分 B：負担金 2,200 円＋出産一時金の 2 割

手続き

いつまでに

出産予定日のおおむね 1 か月前までに申請してください。

どこで

大崎保健所 母子・障害第一班 （大崎市古川旭 4 丁目 1-1 電話 91-0712）

必要なもの

- ① マイナンバーが確認できる書類（アまたはイ）
 - ア. 個人番号カード（顔写真入り）
 - イ. 通知カード（顔写真なし）および運転免許証などの本人確認書類
- ② 生活保護証明書（生活保護を受給されている方）
- ③ 健康保険証
- ④ 母子健康手帳

指定医療機関

医療機関名	住 所	電話番号
東北大学病院	仙台市青葉区星陵町 1-1	022-717-7000
仙台市立病院	仙台市太白区あすと長町 1 丁目 1-1	022-308-7111
仙台赤十字病院	仙台市太白区八木山本町 2 丁目 43-3	022-243-1111
石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下 71	0225-21-7220
大崎市民病院	大崎市古川穂波 3 丁目 8-1	0229-23-3311
気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢 8-2	0226-22-7100
みやぎ県南中核病院 *2020 年 10 月～ 分娩一時休止中	柴田郡大河原町字西 38-1	0224-51-5500
仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野 2 丁目 11-12	022-293-1111
スズキ記念病院	岩沼市里の杜 3 丁目 5-5	0223-23-3111
光ヶ丘スperlマン病院 *2019 年 2 月～ 分娩一時中止中	仙台市宮城野区東仙台 6-7-1	02-257-0231



★問い合わせ★

宮城県北部保健福祉事務所

母子・障害第一班

TEL 91-0712

妊婦健診

県内の医療機関において妊婦健診を受ける際に「妊婦健康診査受診票（助成券）」を提出することで、健診料金の助成を受けることができます。

対象者

妊娠されている方で、妊娠届に基づき、母子健康手帳の交付を受けた方

※ 母子健康手帳交付手続きの際、母子手帳別冊として「妊婦健康診査受診票」を交付します。

県内医療機関での妊婦健診

※ 検査内容により自己負担が発生する場合があります。

標準的な健診回数

14回分の助成をしています。

※ 双子の場合は健診回数が異なりますので、追加分を交付します。

費用負担

受診回数によって異なりますが、助成には上限額があります。上限額を超えた場合は、自己負担が発生することがあります。

県外医療機関での妊婦健診（助成支給申請）

里帰りなどにより県外の医療機関で妊婦健診を受けた場合は、助成券を使用することができません。

県外で健診を受けた場合は、医療機関窓口で健診費用を全額お払いいただき、改めて費用の支給申請手続きをする必要があります。申請後、指定預金口座に助成金を振込みます。

★事前に次の書類をお受け取りください。

- ① 病院長あての文書
- ② 妊婦健康診査受診票費用支給申請書

県外で健診を受ける際、医療機関に①を提出し、「妊婦健康診査受診票」に健診結果を記載してもらってください。

申請できる期間

出産後6か月以内

受付窓口

こども家庭センター

必要な書類

- 妊婦健康診査受診票費用支給申請書
- 医療機関発行の領収書の写し
- 健診結果記入済みの妊婦健康診査受診票
- 振込希望の通帳（母の通帳）

住所変更した場合

妊婦健康診査受診票は、市町村によって異なります。町外から転入または町外へ転出されたときは、新しい住所地の市町村役場で改めて「妊婦健康診査受診票」の交付を受けてください。前住所地から交付された受診票は、使用できませんので注意下さい。

妊婦歯科健康診査

妊娠中は、ホルモンの変化やつわりで歯みがきが十分に行えないことなどにより、歯周病や虫歯が進むことがあります。歯周病が重度になると、早産や低体重児出産のリスクが高まるという報告があります。また、未治療の虫歯を放置していると、母親側の虫歯菌が原因で、生まれてきた赤ちゃんの乳歯にも影響することがあるといわれています。

町では、母子健康手帳を交付する際に「妊婦歯科健康診査票」等をお渡ししています。妊娠中に無料で歯科健診を受けることができますので、ぜひ受診してください。

★問い合わせ★

こども家庭センター TEL 87-8020 FAX 63-7873

産前休業

出産を控えている働くお母さんのため（母体保護のため）、出産前に休業することができます。

対象者

6週間以内に出産予定の女性労働者

内容

出産予定日の6週間（42日）前から休業が認められています。

- ※ 休業を希望しない場合は出産日まで働くことができます。
- ※ 多胎の場合の産前休業は14週間（98日）前から取得できます。
- ※ 出産予定日は原則的に自然分娩の予定日です。
- ※ 産前休業の終了日は実際の出産日によりますので、産前休業の開始日から実際に出産した日までが産前休業した期間となります。

手続き

妊娠していることが分かったら、できる限り早めに職場に報告してください。

（医師などから通勤の緩和や休憩などの指導を受けた場合は、指導内容を職場に伝えてください。）

産前休業の申請は、お勤め先の休暇等の規定に従って行ってください。

- ※ 産前休業は、労働者からの申し出により取得するものです。

いつまでに

出産予定日が決まったら、お勤め先に確認してください。

必要な書類

お勤め先指定の申請書等に母子手帳の写し等を添付して申請してください。

- ※ 必要書類はお勤め先により異なります。

社会保険料の免除

産前産後休業期間、従業員が申請書を提出することで社会保険料（健康保険・厚生年金保険）の支払いが免除されます。社会保険料の免除が始まるのは、産休の開始月からです。また、免除期間中も被保険者資格に変更はありません（健康保険のサービスは休業前と同様に受けられ、年金についても納めたものとして扱われます）。

★問い合わせ★

国民健康保険加入者：加美町保険健康課、国民年金保険：加美町町民課

* 社会保険・厚生年金加入者：お勤め先の人事ご担当にお問い合わせください。

産前産後サポート事業

★ 加美こっこ教室(産前)

対象者

妊娠7～9か月のご夫婦

内容

妊娠期の過ごし方、出産に関することなど、助産師がアドバイスします。
個別の相談にも応じています。

日時・場所

月1回開催。10時～11時30分（変更になる場合もあります）
中新田福祉センター集会室で行います。

申し込み

1週間前までに予約してください。

★ 加美こっこ教室（産後）

対象者

生後4か月頃までの親子

内容

産後の母体のケア及び赤ちゃんのお世話等について、助産師がアドバイスします。
個別の相談にも応じています。

日時・場所

月1回実施。10時～11時30分（変更になる場合もあります）
中新田福祉センター集会室で行います。

申し込み

1週間前までに予約してください。

★問い合わせ★

こども家庭センター TEL 87-8020 FAX 63-7873

産後ケア事業

お母さんの身体的回復と心理的な安定を図り、母子とのその家族が健やかに育児ができることを目的に実施しています。

対象者

出産後12か月未満の母子で希望する方

内容

病院や助産院、または自宅において、助産師や看護師等が中心に、お母さんの健康や、お子さんの発育などに関する相談などを行います。

- ◆宿泊型・・・お母さんと赤ちゃんが施設で、宿泊して利用できます。
- ◆通所型・・・お母さんと赤ちゃんが施設で、日帰りで利用できます。
- ◆訪問型・・・ご自宅に職員が訪問します。(2時間程度)

- ① 市町村に利用申請をします。
- ② 市町村から、ご本人に利用券が発行されます。
- ③ 利用したいご本人や家族が、直接施設に予約します。
- ④ サービスを使用する際に、施設に利用券をお渡してください。
- ⑤ サービス利用後、利用料をお支払いください。

費用

種別	利用期間	自己負担額
宿泊型（ショートステイ）	1泊2日	12,000円
通所型（デイケア）	1日6時間	3,600円
訪問	3時間	2,400円
	2時間	2,000円

※所得により、自己負担額が変わります。



▲詳しい情報はこちらから

★問い合わせ★

こども家庭センター TEL 87-8020 FAX 63-7873

こころの健康相談室事業

対象者

子育てや人間関係、イライラ、不眠、食欲不振、うつ状態、アルコールやギャンブル依存、不登校、ひきこもり等のこころの辛さや不調に悩む町民（家族も含む）

内容

- ・医師や臨床心理士などの専門家と相談ができ、必要時カウンセリングを行います

日時・場所

- ・心理士相談 原則 第2火曜日で毎月開催、午前10時00分～12時00分
- ・医師相談 年4回開催、午後1時30分～3時30分
- ・場所は中新田公民館で行います。

※ 日程や相談医は都合により変更になる場合がありますのでご了承ください。

その他

- ・準備の都合により、1週間前までにご予約ください
- ・詳細については、下記までお問い合わせください



★問い合わせ・予約先★

保険健康課 健康推進係 TEL 63-7871 FAX 63-7873

出生届

赤ちゃんが生まれたら、「出^{しゅっ}生^{しょう}届」の提出が必要です。
出生届により、住民基本台帳が作成され、様々な行政サービスを受けられるようになります。
児童手当の請求、子ども医療費助成の申請、出生連絡票の提出も、あわせて済ませましょう。

手続き

いつまでに

生まれた日を含めて14日以内（国外で生まれた場合は、生まれた日を含めて3か月以内）
※14日目が土曜・日曜・祝日などで役場が閉庁日の場合は、翌開庁日までが届出期間となります。

どこで

次のいずれかの市区町村が届出地となります。
届出地の市区町村役場の窓口で手続きを済ませてください。

- ① 父母の本籍地
- ② 父母の所在地（住所地等）
- ③ 出生地

必要なもの

- ① 出生届（「出生証明書」欄に医師の証明が必要です。出産後、産院で証明を受けてください。）
- ② 母子健康手帳

届出人

出生届の一番下の「届出人」欄に署名する人は、生まれた子の父または母になります。

お子さんの名に使える文字

お子さんの名に使える文字は、常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナです。
法務省ホームページの「子の名に使える漢字」で検索することができます。
（ホームページアドレス <https://www.moj.go.jp/MINJI/minji86.html>）

★お問い合わせ★

町 民 課	TEL	63-3112	FAX	63-4321
小野田支所	TEL	67-2111	FAX	67-6940
宮 崎 支 所	TEL	69-5111	FAX	69-6449

児童手当

対象者

0歳から高校卒業までの児童を養育している方

- ※ 請求者をお父さんに限定しているわけではありません。お父さんとお母さんのうち、主に生計を維持する程度の高い方（所得が高い方）が請求してください。
所得が同程度である場合は、児童がどなたの健康保険に扶養認定されているかなどを参考にさせていただきます。
- ※ 家庭の事情で、親から養育されない児童を養育している場合は、親以外の方も手当を受けることができます。（「監護・生計維持申立書」の提出が必要です。）

内容

手当月額

児童手当

0～2歳の第1子・第2子	15,000円
3歳～高校生の第1子・第2子	10,000円
3歳～高校生の第3子以降	30,000円

支払日

お届けいただいた預金口座（受給者名義に限ります）に、1年に6回、2か月分をまとめて送金します。
口座を解約した場合は、すみやかに「振込口座変更依頼書」をご提出ください。

2月～3月分	4月10日
4月～5月分	6月10日
6月～7月分	8月10日
8月～9月分	10月10日
10月～11月分	12月10日
12月～1月分	2月10日

※ 支払日が平日でない場合は、直前の平日に支払います。

手続き

いつまでに

- ① お子さんが生まれた場合は、出生の翌日から15日以内
（出生届の際に忘れずに手続きをしましょう。）
 - ② 別の市町村へ引越した場合は、転出届における転出予定日の翌日から15日以内
（新住所地における転入届の際に忘れずに手続きをしましょう。）
- ※ 15日を経過しても手続きはできますが、支給開始が遅れてしまいますので、早めに手続きを済ませましょう。

どこで

こども家庭課、小野田支所、宮崎支所

必要なもの

新たに受給者になるとき

第1子が生まれたとき、引越し後に転入先の市町村で請求するとき、公務員を退職したとき など

- ① 印鑑
- ② 勤務先で厚生年金等に参加している場合は、請求者本人の健康保険証
- ③ 請求者名義の預金通帳
- ④ 請求者及び請求者の配偶者の個人番号カードまたは個人番号通知書
(通知書を持参の方は併せて本人確認できる書類)
※マイナンバー利用による情報連携で、請求者及び請求者の配偶者の所得情報を確認します。
情報連携ができない場合、児童手当用所得証明書が必要になる場合があります。
- ⑤ 必要に応じて各種申立書などの提出が必要になる場合があります。
(例：単身赴任などの理由でお子さんと別居している場合→別居監護の申立書、別居児童の住民票謄本)
(例：父母によって養育されていないお子さんを養育している場合→監護・生計維持申立書)

手当額を増額するとき

第2子以降のお子さんが生まれたとき など

印鑑

公務員の児童手当

公務員は、勤務先(独立行政法人で勤務する場合は、市町村)から児童手当が支給されます。受給者が公務員に採用されたときは、「受給事由消滅届」を提出し、お勤め先にて改めて請求手続きを済ませてください。

児童手当を受けていた公務員が退職された場合は、お住まいの市町村窓口にて改めて請求手続きをする必要があります。退職した日の翌日から15日以内に必要書類を添えて「認定請求書」を提出してください。

手当を受けべき条件を満たさなくなったとき

これまで養育してきたお子さんを何らかの理由で養育しなくなったときは、手当を受けることができませんので、すみやかに「額改定届」または「受給事由消滅届」を提出してください。

受給者とお子さんが別居したとき

単身赴任やお子さんが学生寮に入寮するなどの理由で別居するとき

次の書類をご準備ください。「児童手当住所変更届」が必要です。

- ① 別居監護の申立書
- ② 別居児童の住民票謄本(世帯全員及び続柄が記載された住民票)

受給者の配偶者(手当を受けていない方の親)が児童を連れて離婚前提別居を始めたとき

申立に基づき、お子さんと同居している方に優先して手当を支給します。次の書類をご準備ください。

- ① 「新たに受給者になるとき」の手続きに必要なもの
- ② 離婚前提であることがわかる書類(離婚協議申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書など)

「父母指定者」への手当の支給

児童の生計を維持する父母が海外に居住している場合は、父母が児童を養育してくださる方を「父母指定者」に指定すれば、その指定を受けた方に対して手当を支給します。

児童の住所地の市町村担当窓口へ「父母指定者指定届」を提出してください。

未成年後見人への手当の支給

父母から養育されない児童に未成年後見人がいる場合は、未成年後見人へ手当を支給します。児童の戸籍謄本をご準備のうえ、請求手続きを済ませて下さい。

施設等入所児童にかかる児童手当

児童が乳児院などの施設に入所している場合、里親に委託されている場合、児童福祉法に基づく指定医療機関に入院している場合は、原則としてその施設の設置者や里親に手当を支給します。

児童の入所等が決定した場合は、速やかに「受給事由消滅届」を提出してください。

施設設置者・里親への手当月額

3歳未満：一律15,000円 3歳～高校生：一律10,000円

手当からの保育料や学校給食費の徴収

児童手当からの保育料や学校給食費を直接納付することができます。手当からの徴収実施の有無は、各市町村によって異なります。

徴収可能なもの		保護者の同意・申出
保育所保育料	認定こども園の保育園部使用料	不要
学校給食費等		必要

手当の寄附

児童手当をお住まいの市町村に寄附することができます。寄附された手当は、子育て支援事業に役立てられます。寄附を希望される方は、こども家庭課までお問い合わせください。

★お問い合わせ★

こども家庭課 TEL 87-8730 FAX 63-7873

子ども医療費助成

対象者

18歳到達後最初の3月31日までにある児童
(入院・通院ともに助成の対象となり、所得制限はありません。)
(生活保護を受けている次の場合は助成を受けることができません。)

※ 加美町では、子育て支援の一環として平成26年4月1日から子ども医療費の助成対象年齢を18歳到達後最初の3月31日までに拡大しました。

内容

宮城県内において、医療機関等での診察や薬局等で薬の調剤を受ける際、マイナ保険証など資格確認できるものとあわせて「子ども医療費受給者証」を提示することで、医療費の一部負担金(2割または3割)を支払う必要がありません。(現物給付による助成)

なお、保険診療対象外の治療や診断書等の証明書作成料、特定療養費、入院時の部屋代、ベッド代及び食事療養費などは、助成の対象とはなりません。

県外の医療機関等で受診した場合など

医療機関で一部負担金を支払った場合は、領収明細書(レシート不可)と印鑑をお持ちのうえ、こども家庭課、小野田福祉センター、宮崎福祉センターにて、助成申請手続きをしてください。後日、負担額を保護者の指定口座に送金します。

※ その他公費で医療費の助成を受けることができる場合は、その額を差し引いて助成します。

手続き

出生届や転入届の際に、あわせて手続きを済ませてください。登録が完了しますと『子ども医療費助成受給者証』(ピンク色のカード)が交付されます。

いつまでに

お子さんが生まれた日または加美町に転入した日から30日以内

どこで

こども家庭課、小野田支所住民生活係、宮崎支所住民生活係

必要なもの

- ① お子さんの健康保険証情報が分かるもの
(出生の場合は、保護者の健康保険証情報が分かるもの)
- ② 印鑑(認め印可)
- ③ 保護者名義の預金通帳
- ④ 保護者の個人番号カードまたは個人番号通知書
(通知書持参の方は併せて本人確認できる書類)

※ マイナンバー利用による情報連携で保護者の所得情報を確認します。

情報連携ができない場合、医療費助成用所得証明書が必要となる場合があります。



変更届

次の事由が生じた場合は、変更届出が必要です。受給者証、健康保険証、印鑑等をご持参のうえ、こども家庭課、または各支所住民生活係までお越しください。

- ① 住所や氏名が変わったとき
- ② お子さんの加入する健康保険に変更があったとき
- ③ 登録している口座を変更するとき
- ④ お子さんを監護しなくなったとき（保護者が変わるとき）
- ⑤ 受給者証を紛失あるいは破損したとき



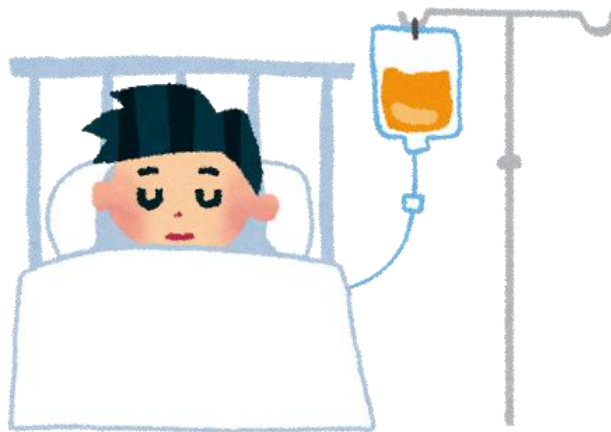
返納届

次の事由が生じた場合は、受給者証を返納していただきますので、受給者証と印鑑をご持参のうえ、こども家庭課、または各支所住民生活係までお越しください。

- ① お子さんが加美町から転出したとき
- ② お子さんが18歳に到達したあと最初の3月31日を迎えたとき
- ③ 生活保護開始等の理由で受給資格がなくなったとき

更新手続き

毎年、9月末に更新手続きを行います。加入健康保険や所得など更新手続きに必要な情報が確認できる場合には、自動更新し、10月から使用できる受給者証を郵送します。資格の確認が必要な方には、別途お知らせしますので、10月末日までに忘れずに手続きを済ませてください。



★お問い合わせ★

こども家庭課 TEL 87-8730 FAX 63-7873

子育て応援出産祝金

お子さんが生まれたご家庭を応援するため「子育て応援出産祝金」を支給します。
(町独自の祝金制度です。)

対象者

生まれたお子さんの父または母が、出産の日の1年前から引き続き加美町に住所を有している方

内容

支給額

第1子、第2子は20,000円分の商品券

第3子以降は50,000円分の商品券と現金50,000円

※ 商品券は保護者の住所地の加美商工会各地区で受け取りとなります。

手続き

どこで

町民課、小野田支所住民生活係、宮崎支所住民生活係、こども家庭課

※ 出生届の際に、あわせて手続きをしてください。

必要なもの

印鑑

第3子以降出生の場合は振込先が確認できる通帳など

受け取り方法

商品券

ご自宅に通知書と引換券(受領書)が届きますので、これらをご持参のうえ、各地区商工会で商品券をお受け取りください。

第3子以降の現金

口座振込によりお受け取りください。(申請書に記入した預金通帳の口座に送金されます。)



★お問い合わせ★

こども家庭課 TEL 87-8730 FAX 63-7873

出産育児一時金

妊娠 85 日以上で出産したとき、加入している健康保険から「出産育児一時金」として、生まれたお子さん 1 人につき 42 万円が支給されます。

※ 出産、死産を問わず支給対象となります。

※ 産科医療補償制度に未加入の医療機関における出産の場合や、妊娠 22 週未満での出産の場合、支給額が「40.8 万円」となります。

出産育児一時金の直接支払制度

平成 21 年 10 月より、健康保険の保険者（国民健康保険の場合は町。社会保険の場合は、全国健康保険協会または〇〇健康保険組合）から医療機関等に出産育児一時金を直接支払う「直接支払制度」が始まりました。この制度をご利用いただくことで、被保険者の方は、出産に要した費用から出産育児一時金を差し引いた残りの金額のみを医療機関等へ支払うだけで済むようになりました。

直接支払制度の利用に際しては、分娩を行う医療機関等で申請（同意）する必要があります。保険者への申請は不要です。

手続き

直接支払制度を利用しなかった場合や、出産に要した費用が出産育児一時金の金額よりも下回った場合は、保険者に対し出産育児一時金の支給申請を行うことができます。

どこで

出産した日に国民健康保険に加入されていた場合

保健福祉課保険給付係

出産した日にお勤め先の健康保険に加入されていた場合または配偶者のお勤め先の健康保険の扶養認定を受けていた場合

お勤め先の健康保険ご担当、または健康保険者に直接ご確認ください。

退職されたお勤め先の健康保険に 1 年以上加入していた方が出産した場合、お勤め先の健康保険の資格喪失日が出産前 6 か月以内であった場合は、国民健康保険かお勤め先の健康保険のどちらか一方を選択して支給を受けることができます。

必要なもの

ご準備いただく必要書類は、加入している健康保険によって異なる場合があります。支給申請が不要な場合もあります。国民健康保険以外の健康保険から支給を受ける場合は、お勤め先または健康保険者に事前に確認しておきましょう。

なお、国民健康保険から支給を受ける場合は、次の持ちものをご準備ください。

- ① 国民健康保険証
- ② 医療機関等が発行する出産費用の領収書・明細書
- ③ 世帯主名義の通帳（世帯主以外の口座を希望される場合は、世帯主からの委任状が必要です）
- ④ 医療機関等への直接支払同意書

★お問い合わせ★

国民健康保険から支給を受ける場合

⇒保健福祉課保険給付係 TEL 63-7872 FAX 63-7873

お勤め先の健康保険から支給を受ける場合

⇒お勤め先の健康保険ご担当 または 加入している健康保険の保険者

出生連絡票

手続き

赤ちゃんが生まれたら、母子健康手帳別冊に綴られている「出生連絡票」のハガキに必要事項を記入して、ご提出ください。

ご提出いただいた「出生連絡票」をもとに、新生児訪問などの日程を調整させていただきます。

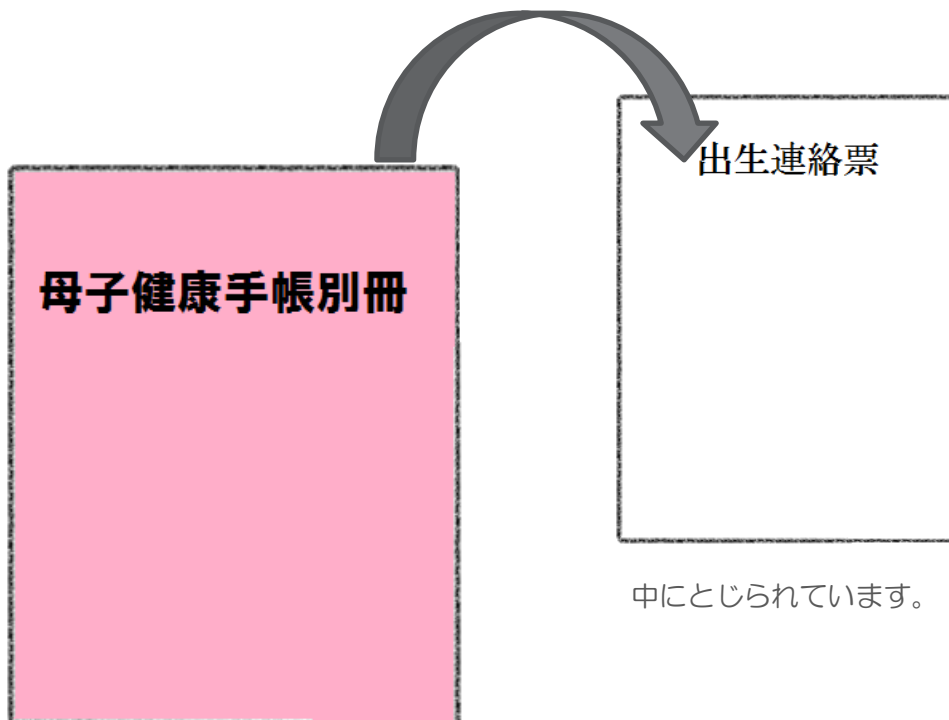
いつまでに

赤ちゃんが生まれてから2週間ぐらいまでの間

どこで

切手を貼って郵送するか、出生届の際に“こども家庭センター”までご持参ください。

※個人情報保護のため、保護シールを貼付してください。



中にとじられています。

★問い合わせ★

こども家庭センター TEL 87-8020 FAX 63-7873

未熟児養育医療

未熟児は、正常な新生児に比べて身体の働きが未熟であり、疾病にもかかりやすく、心身に障害を残すこともあります。未熟児養育医療は、医療を必要とする未熟児に対して、生後すみやかに養育に必要な医療の給付を受けられるようにするためのものです。

対象者

加美町に住所を有し、指定医療機関の医師の判断により入院養育の必要な1歳未満の未熟児（出生時体重2,000g以下、また、出生時体重2,000g以上でも養育医療給付に該当する諸症状がある場合）

内容

養育医療の給付

指定医療機関に入院中の保険適用診療の費用と食事療養費が給付の対象です。

自己負担金

養育医療の給付には、世帯全員の市町村民税額等に応じて決定した自己負担金があります。保護者が納付すべき未熟児養育医療の自己負担金については、子ども医療費助成金を充てることができます。（保護者の手続きの負担を軽減しています。）

手続き

どこで

こども家庭課

必要なもの

- ① 養育医療給付申請書
- ② 養育医療意見書（医師に記入してもらいます）
- ③ 世帯調書
- ④ 所得税額が証明できるもの（扶養義務者全員分）
※ 同意書が提出された場合は、税の証明書は必要ありません。
- ⑤ 健康保険証（新生児を扶養する保護者のもの）
- ⑥ 母子健康手帳
- ⑦ 印鑑
- ⑧ 児童と同一世帯全員の個人番号カードまたは個人番号通知書

①～③は、こども家庭課に備えてあります。

★お問い合わせ★

こども家庭課 TEL 87-8730 FAX 63-7873

産後休業

出産を終えた働く女性の体を保護するため、出産後に休業することができます。

対象者

出産した女性労働者

（出産には、妊娠 4 か月以降の流産、早産、人工妊娠中絶、死産の場合も含まれます。）

内容

出産後 8 週間を経過しない労働者は就業できませんので、出産した翌日から 8 週間（56 日）について休業が認められています。

※ 早期の職場復帰を出産した本人が希望する場合は、医師の就労可能の診断があれば産後 6 週間経過後から職場に復帰することができます。

手続き

産後休業の申請は、お勤め先の休暇等の規定に従って行ってください。

いつまでに

事前にお勤め先に確認してください。

必要なもの

お勤め先指定の申請書等に出生証明書の写し等を添付して申請してください。

※ 必要書類はお勤め先により異なります。

社会保険料の免除

健康保険・厚生年金保険では、産前産後休業を取得している被保険者は保険料が免除となります。また、免除期間中も被保険者資格に変更はありません（健康保険のサービスは休業前と同様に受けられ、年金についても納めたものとして扱われます）。

国民年金保険に加入している方は、加美町役場町民課にお問い合わせください。



★お問い合わせ★

お勤め先の人事ご担当にお問い合わせください。

出産手当金

対象者

お勤め先の健康保険に加入されている方で、出産のために休んだ期間の給与の支払いが受けられなかった方。

※ 任意継続被保険者の方は受給できません。

内容

支給対象期間

出産のためにお勤め先を休んだ期間のうち、出産予定日の42日前（多胎妊娠の場合は98日前）から出産日の翌日から56日目まで。

手当日額

1日あたりの金額 $\left[\begin{array}{l} \text{支給開始日以前の継続した12か月の} \\ \text{各月の標準報酬月額を平均した額} \end{array} \right] \div 30 \text{日} \times \frac{2}{3}$

○支給開始日以前にお勤めしている期間が12か月に満たない場合

- ・支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
 - ・健康保険加入者の標準報酬月額を平均した額
- を比べて少ない方の額を使用して計算

○支給開始日以前に12か月の標準報酬月額がある場合

例) 令和4年6月1日支給開始でそれ以前の1年間の標準報酬月額が下記の通りの場合

令和3年7月～8月：17万円、令和3年9月～令和4年6月：15万円

支給開始日以前の12か月の各月の標準報酬月額を合算して求めた平均額を使用して計算。

この場合の日額は…

$$(17 \text{万円} \times 2 \text{か月} + 15 \text{万円} \times 10 \text{か月}) \div 12 \text{ヶ月} \div 30 \text{日} \times \frac{2}{3} = 3,407 \text{円 (支給日額)}$$

※1 「30日」で割ったところで1の位を四捨五入します。

※2 計算結果に小数点があれば、小数点第1位を四捨五入します。

※お勤め先を休んだ期間について、事業主から報酬を受けられる場合はその額を差し引いた金額が支給されます。

手続き

医師・助産師と事業主の証明を受けて健康保険者に申請書を提出しますので、お勤め先に確認してください。

退職したあと

被保険者期間が継続して1年以上ある方が、出産手当金を受けているとき、又は受ける条件を満たしているときに、退職などにより被保険者資格を喪失した場合でも期間満了まで受給することができます。

★お問い合わせ★

お勤め先の人事ご担当までお問い合わせください。

育児休業制度

対象者

原則として1歳に満たない子を養育する労働者（日々雇用される者を除く）。有期契約労働者については次の2つの両者を満たす方が対象となります。

- 同一事業主に引き続き1年以上雇用されている
- 子の1歳の誕生日以降も引き続き雇用されることが見込まれること（子の2歳の誕生日の前々日までに雇用契約が満了し、更新されないことが明らかな者を除く）

内容

子を養育する労働者が法律に基づいて取得できる休業で、取得する者の男女は問いません。また、子が実子であるか養子（特別養子縁組の監護期間中の子等も含む）であるかも問いません。家族などで事実上、子の世話が可能な者がいても、関係なく取得可能です。

育児休業期間中は勤務の実態によって給与は支給されないか、減額されて支給されますが、これを補うものとして育児休業給付制度があります。

休業期間

育児休業は、子が1歳に達するまで（1歳の誕生日の前日まで）の間取得することができます。ただし、女性が出産した子を養育する場合、産後休業期間（出産日の翌日から8週間）は含みません。

※ 配偶者と交替する形で育児休業を取得することができます。ただし、1人の子については1回限りしか育児休業を取得できません。

※ 次のいずれかの事情がある場合には、1歳6か月まで期間を延長することができます。また、1歳6か月まで延長した期間中にも同様の事情がある場合は、2歳まで期間を延長することができます。

- 保育所に入所を希望し、申込みをしているが、入所できない場合
- 子の養育を行っている（行う予定の）配偶者が、やむを得ない事情で養育が困難となった場合

※ 一度に期間を2歳まで延長することはできません。

パパ・ママ育休プラス制度

両親ともに育児休業を取得する場合、（同時・交替問わず）1歳2か月の誕生日の前日までの期間に育児休業を1年間まで取得することができます。（母の場合、産後休業期間と育児休業期間を併せて1年間）



手続き

お勤め先の休暇等の規定に従って行うので、お早めにお勤め先に育児休業を取得したいことを申し出てください。

育児休業の延長が必要な事情が生じた場合は、速やかにお勤め先に申し出て、必要な手続きについて案内を受けてください。

社会保険料の免除

健康保険・厚生年金保険では、3歳に満たない子の養育のため育児休業又は育児休業に準ずる休業を取得している被保険者は、お勤め先の定める育児休業の期間について保険料が免除となります。また、免除期間中も被保険者資格に変更はありません（健康保険のサービスは休業前と同様に受けられ、年金についても納めたものとして扱われます）。

★お問い合わせ★

お勤め先の人事ご担当までお問い合わせください。

育児休業給付

対象者

1歳未満の子を養育する雇用保険の一般被保険者（男女問わず）で、下記のいずれにも該当する方。

- ① 1歳未満の子を養育するために「育児休業」を取得した一般被保険者であること。
 - ここでいう育児休業とは職場復帰を前提としたものであり、休業取得時に退職を予定（確定）している場合は支給の対象となりません。
 - 子が実子か養子（特別養子縁組の監護期間中の子等も含む）かは問いません。
 - 有期契約労働者も支給対象となります。
- ② 育児休業を開始した日の前2年間に、賃金支払基礎日数（給料の支給の根拠となった勤務日数（有給休暇含む））が11日以上ある月が通算して12か月以上あること。
 - 育児休業を開始した日とは、産後休業から引続いて育児休業を取得した女性の場合は、出産日から起算して58日目をいいます。また、男性の場合は配偶者の出産当日から育児休業を開始することができます。
 - 通算とは、離職した日の翌日が再就職した日の前日から起算して1年以内にあり、当該離職による雇用保険の基本手当又は特例一時金の受給資格を決定していない場合に通算できることをいいます。

内容

上記の対象者で、育児休業期間中に受けた賃金が休業開始時の賃金と比べて80%未満である等、支給要件を満たした際に育児休業給付金を受けることができます。

支給月額

育児休業期間中に賃金の支給がない場合、おおよそ1日当たり休業開始時の賃金日額×支給日数×67%（ただし、育児休業の開始から6か月経過後は50%）の金額が給付されます。

- ① 支給日数は基本的に30日です。休業終了日の属する支給単位期間はその日数となります。
- ② 休業開始時の賃金日額は原則育児休業開始前6か月の賃金を180で除したものです。
- ③ 1か月当りの育児休業給付金には上限があります。
- ④ 育児休業給付金は課税されません。



支給対象期間

- ① 育児休業開始日から、育児休業に係る子の1歳の誕生日の前々日まで。
 - ※ パパ・ママ育休プラス制度を利用している場合、1歳2か月の誕生日の前々日までとなる場合があります。
 - ※ 育児休業制度の休業期間が1歳6か月又は2歳までになる条件を満たしている場合は1歳6か月又は2歳の誕生日の前々日まで延長されます。
 - ※ 会社の規定により育児休業期間を3歳の誕生日の前日まで取得できるなど、上乘せの規定がある場合でも、育児休業給付の支給期間は上記のとおりです。
- ② 満1歳（上記の要件を満たしている場合は1歳2か月又は1歳6か月又は2歳）の誕生日の前々日より前に育児休業を終了したときは、育児休業を終了した日までの期間。

支給の要件

育児休業開始日から起算して1か月ごとに区切った場合の各期間（これを支給単位期間といいます）について、下記の要件を全て満たしている場合に支給対象となります（支給の対象となった支給単位期間は支給対象期間といいます）。

- ① 支給単位期間の初日から末日まで継続して雇用保険の被保険者であること。
- ② 支給単位期間に育児休業による全日休業日が20日以上あること（1か月に満たない支給単位期間の場合は1日以上あること）。
- ③ 支給単位期間に支給された賃金額が休業開始時の賃金月額の80%未満であること。

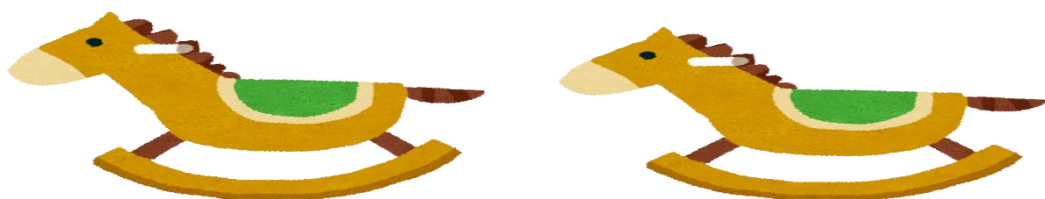
※ 支給単位期間の途中で離職した場合、その支給単位期間は支給を受けることができません。

手続き

基本的に支給申請の手続きは、お勤め先の人事担当者等が行います。育児休業の手続きの際、育児休業給付の手続きも行ってもらようようお申し出ください。

お勤め先から、雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（育児）や育児休業給付金支給申請書等、確認や作成を求められる書類がありますので、記名・押印等行いお勤め先に提出してください。

なお、育児休業給付金は育児休業を開始してから2か月（希望がある場合は1か月）ごとの支給（請求）となります。



★お問い合わせ★

お勤め先の人事ご担当までお問い合わせください。

新生児訪問

赤ちゃんが生まれたら、すべての家庭に保健師や助産師が訪問し、お母さんや赤ちゃんの健康状態を確認したり、心配事をお聴きしたりします。

母子健康手帳別冊に綴られている「出生連絡票」のハガキをもとに連絡し、日程を調整させていただきます。

訪問の内容

- ① 赤ちゃんの体重測定、全身状態の確認
- ② お母さんの心身状況の確認（アンケートへの記載をお願いしています）
- ③ 母子健康手帳の確認（妊娠中の経過や、出生時の状況を確認させていただきます）
- ④ 予防接種の受け方についての説明
- ⑤ 乳幼児健診についての説明
- ⑥ その他

赤ちゃんのこと、お母さん自身のことなど、質問や疑問はお気軽に相談ください。

里帰り先での新生児訪問

里帰り先への訪問を希望される方は、下記お問い合わせ先までご相談ください。滞在先の市町村職員による訪問が可能です。

里帰り先から自宅に戻った後、改めて住所地の職員がご連絡し、乳幼児健康診査や予防接種の受け方などについてご説明いたします。



★問い合わせ★

こども家庭センター TEL 87-8020 FAX 63-7873

新生児聴覚検査助成事業

対象者

加美町に住所のある新生児

※母子健康手帳交付手続きの際、「新生児聴覚検査助成券」を交付します。

住所変更したとき

新生児聴覚検査受診票は、市町村によって異なります。町外から転入または町外へ転出されたときは、新しい住所地の市町村役場にご確認ください。

助成額

5,000 円を上限に助成します。

県内医療機関での新生児聴覚検査

県内医療機関において、「新生児聴覚検査受診票（助成券）」を提出することで助成が受けられます。

※ 医療機関によっては、自己負担が発生する場合があります。

県外医療機関での新生児聴覚検査（助成支給申請）

県外の医療機関で新生児聴覚検査を受けた場合は、医療機関窓口で検査費用をお払いいただき、3か月以内に助成支給申請手続きを行ってください。申請の際に指定した預金口座に助成金を振込みます。

申請に必要な書類

- ① 新生児聴覚検査助成支給申請書
- ② 検査結果記入済みの受診票
- ③ 医療機関発行の領収書の写し
- ④ 振込希望の通帳（母の通帳）

どこで

こども家庭センター



★問い合わせ★

こども家庭センター TEL 87-8020 FAX 63-7873

乳児家庭全戸訪問（民生委員・児童委員）

乳児がいるすべてのご家庭を民生委員・児童委員が訪問します。子育てに関するいろいろな情報を提供したり、子育てについての相談に応じたりします。

対象

生後4か月までの乳児のいるご家庭

内容

- ① 育児に関する不安や悩みなどの相談受付
- ② 子育て支援に関する情報提供
- ③ 支援が必要なご家庭に対する提供サービスの検討

訪問の時期

対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問します。
訪問時期は6月、9月、12月、3月のいずれかになります。

訪問者

地区担当の民生委員・児童委員が訪問します。

訪問の結果、支援が必要なご家庭には、サービスを受けるための担当窓口をご案内します。
子育てで気になること、悩んでいることがありましたら、ご遠慮なくご相談ください。



★お問い合わせ★

こども家庭センター TEL 87-8720 FAX 63-7873

産婦健康診査助成事業

産婦の心身の健康保持のため、健診の助成券を交付しています。

対象者

加美町に住所のある産婦で、

- ・産後2週間程度の産婦
- ・産後1か月程度の産婦

※ 母子健康手帳交付手続きの際、「産婦健康診査受診票」を交付します。

住所変更したとき

産婦健康診査受診票は、市町村によって異なります。町外から転入または町外へ転出されたときは、新しい住所地の市町村役場で改めて「産婦健康診査受診票」の交付を受けてください。古いものは使用しないでください。

助成額

産婦健診（産後2週間、産後1か月）について、それぞれ5,000円を上限に助成します。上限を超えた場合は、自己負担が発生することがあります。

県内医療機関での産婦健康診査

県内医療機関において、「産婦健康診査受診票（助成券）」を提出することで助成が受けられます。

※ 医療機関によっては、自己負担が発生する場合があります。

県外医療機関での産婦健康診査（助成支給申請）

里帰りなどにより県外の医療機関で産婦健診を受けた場合は、助成券を使用することができません。県外の医療機関で産婦健康診査を受けた場合は、医療機関窓口で健診費用をお払いいただき、受診後2か月以内に助成支給申請手続きを行ってください。申請の際に指定した預金口座に助成金を振込みます。

申請に必要な書類

- ① 産婦健康診査助成支給申請書
- ② 健診結果記入済みの受診票
- ③ 医療機関発行の領収書の写し
- ④ 振込希望の通帳（母の通帳）

どこで

こども家庭センター

★問い合わせ★

こども家庭センター TEL 87-8720 FAX 63-7873

1 か月児健康診査事業

対象者

加美町に住所のある生後1か月の乳児

※ 母子健康手帳交付手続きの際、「1 か月児健康診査受診票」を交付します。

住所変更したとき

1 か月児健康診査事業は、加美町独自で実施している事業です。1 か月児健康診査受診票は転出されたときは利用できません。

助成額

1 か月児健康診査について、3,000 円を上限に助成します。

上限を超えた分や、お薬などの処方があった場合は、自己負担が発生することがあります。

契約医療機関での1 か月児健康診査

下記の契約医療機関では、「1 か月児健康診査受診票（助成券）」を提出することで助成が受けられます。

大崎市民病院

関井レディースクリニック

わんや産婦人科

※ 自己負担が発生する場合があります。

契約医療機関以外での1 か月児健康診査（助成支給申請）

上記の医療機関以外で健康診査を受けた場合は、医療機関窓口で健診費用をお払いいただき、受診後2 か月以内に助成支給申請手続きを行ってください。申請の際に指定した預金口座に助成金を振込みます。

申請に必要な書類

- ① 1 か月児健康診査助成支給申請書
- ② 健診結果記入済みの受診票
- ③ 医療機関発行の領収書の写し
- ④ 振込希望の通帳（母の通帳）

どこで

こども家庭センター

★問い合わせ★

こども家庭センター TEL 87-8720 FAX 63-7873

乳幼児健診

健診は、お子さんの成長・発達を確認していただく大切な機会ですので、忘れずに受けましょう。

健診の時期

健診の対象者や実施日、受付時間は、広報かみまち等でご確認ください。

中新田福祉センターで実施する健診の「問診票」は、赤ちゃん訪問の際に配布している「赤ちゃんパンフレット」につづられています。

体調不良などで受けられない場合は、ご連絡ください。

*印は必要な方のみお持ちください。

項目・時期	内容	実施場所	持ちもの	備 考
1 か月健診 (生後約 1 か月)	お世話になった 病院での健診	病院	・母子健康手帳 ・1 か月児健康診査受診票	各自予約
2 か月健診 (2 か月以内)	病院での乳児 一般健康診査		・母子健康手帳 ・乳児一般健康診査票 (母子手帳別冊内)	
4 か月児健診 (4 か月)	乳児健康診査 ・身体測定 ・小児科医診察 ・個別相談等	中新田 福祉センター	・母子健康手帳 ・問診票 ・バスタオル ・おむつ *ミルク等	
7 か月児育児相談 (7 か月)	・身体測定 ・離乳食の展示 ・グループワーク ・個別相談等		・母子健康手帳 ・問診票 ・バスタオル ・おむつ *ミルク等	
8 か月健診 (8・9 か月)	病院での乳児 一般健康診査	病院	・母子健康手帳 ・乳児一般健康診査票 (母子手帳別冊内)	各自予約
1 歳 6 か月児健診 (1 歳 6 か月)	・身体測定 ・小児科医診察・歯科診察 ・個別相談等	中新田 福祉センター	・母子健康手帳 ・問診票 *フッ素塗付申込書 ・歯ブラシ ・コップ	
2 歳 6 か月児歯科健診 (2 歳 6 か月)	・身体測定 ・歯科診察 ・個別相談等			
3 歳児健診 (3 歳 6 か月)	・身体測定 ・内科・歯科診察 ・目と耳の検査 ・尿検査 ・個別相談等 ・心理士相談(希望者)		・母子健康手帳 ・問診票 *フッ素塗付申込書 ・きこえかたと言葉の調査票 ・目に関する調査票 ・歯ブラシ ・コップ ★尿検査容器(後日郵送)	

★問い合わせ★

こども家庭センター TEL 87-8720 FAX 63-7873

ブックスタート事業

赤ちゃん和父母者が絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけづくりとして絵本を開く楽しい体験と、絵本をセットにしてプレゼントする活動です。

対象

すべての赤ちゃん（生後4か月頃の乳児）と保護者

内容

町の4か月児健康検査の待ち時間を利用して、図書館の職員が親子一組ずつに絵本の読み聞かせを行い、絵本と図書館のご利用案内等をお渡ししています。

また、会場内には、図書館にある幼児向け絵本や子育てに関する本等の展示を行います。

すべての赤ちゃんが、生まれた時から大きな愛情に包まれて、幸せを感じながら生きることができたら……。親をはじめたくさんの方が赤ちゃんといっしょの時間を過ごし、愛情に満ちた「ことば」を語りかけることで、赤ちゃんは、自分がとても大切にされ、愛されていることを知り、喜びを感じます。赤ちゃんの幸せは、そんな時間の中で芽生え、広がり、育まれていくものです。それは大人にとっても、心安らぐ子育ての時間になります。絵本は、このような時をごく自然につくりだすことができます。

幼児期の愛着形成は将来、他者との関係を築くときに大きく影響するといわれています。

絵本の読み聞かせは、子どもの成長発達を促せるだけでなく、親子のコミュニケーションのきっかけにもなります。また、親子の信頼関係を深める手段としても役立ちます。



★お問い合わせ★

中新田図書館 TEL 63-6100 FAX 63-2977

予防接種

お母さんが赤ちゃんにプレゼントした病気に対する抵抗力（^{めんえき}免疫）は、自然に失われていくため、赤ちゃん自身で免疫をつくって病気を予防する必要があります。その助けとなるのが予防接種です。予防接種に対する正しい理解のもと、お子さんに必要な免疫づくりにお役立て下さい。

定期予防接種

定期予防接種は、指定医療機関で実施する「個別接種」になります。乳幼児期に無料で予防接種を受けるための予診票は、「新生児訪問」のときに、「**予防接種パンフレット**」として配布しています。その後の予診票は対象年齢の年度初めに個別に郵送します。転入などで加美町の予診票をお持ちでない方は、下記までご連絡ください。

予防接種を受けるときは、事前に医療機関に電話等で予約し、お子さんの体調がよい時に受けてください。当日は、予診票と母子手帳を忘れずに持参してください。

<定期予防接種の種類>

- ① インフルエンザ菌b型（ヒブワクチン）
- ② 小児肺炎球菌ワクチン
- ③ B型肝炎
- ④ ロタウイルス
- ⑤ BCG
- ⑥ 四種混合（ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ）
- ⑦ 五種混合（ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ・ヒブ）
- ⑧ 麻しん風しん（MR）
- ⑨ 水痘（みずぼうそう）
- ⑩ 日本脳炎
- ⑪ 二種混合（ジフテリア・破傷風）
- ⑫ 子宮頸がん予防（HPV）

任意予防接種への助成

「流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチン」の接種費用の一部を助成しています。接種を希望される場合は、保険健康課健康推進係、小野田福祉センター、宮崎福祉センターで申込みのうえ、予診票を受け取り、母子健康手帳と予診票を忘れず持参してください。加美郡内の指定医療機関で受けられます。事前に電話で予約し、お子さんの体調が良いときに受けましょう。

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）

対象者

加美町に住民登録している1歳以上の未就学児

助成額

1人1回限りで助成額は5,000円です。

医療機関で設定している予防接種料金から5,000円を差し引いた額を医療機関の窓口でお支払ください。

※ 町から医療機関に助成金を支払いますので、接種後の申請は必要ありません。

★問い合わせ★

保険健康課 健康推進係 TEL 63-7871 FAX 63-7873

子育て支援センター

子育て支援センターは、お子さんと保護者や家族の方が、楽しく遊んだり情報交換をする場です。どうぞお気軽にご利用ください。みなさんの参加をお待ちしています。

対象者

0歳から就学前までの保育所・こども園・幼稚園に通っていない
お子さんと保護者

内容

親子で楽しめる内容が盛りだくさんです。

- ふれあい遊び、ままごと遊び、手遊び、絵本読み聞かせ、季節ごとの制作活動など
- お散歩や様々な遊具を使った遊びなど
- 健康講話や食育講話など
- 季節に応じた行事の体験など



利用方法

毎回の申込みは必要ありませんが、初めて参加される場合のみ電話連絡をお願いします。
「広報かみまち」や子育て支援センター【広場】開催日程表をご覧ください。

場所・問い合わせ

町内3地区に、3か所の子育て支援センターがあります。
どこのセンターでも利用できますので、ご都合に合わせて上手に利用しましょう。

- | | |
|--------------------------|------------------|
| ● 中新田子育て支援センター「ひなたぼっこ」 | TEL080-1652-6293 |
| ● 小野田地区子育て支援広場「はっぴいぽけっと」 | TEL67-2178 |
| ● 宮崎地区子育て支援広場「げんきっこ」 | TEL69-6535 |

利用時間

- | | | |
|--------------------------|-----------|-----------------------|
| ● 中新田内子育て支援センター「ひなたぼっこ」 | 毎週火・水・金曜日 | } 0歳～就学前の
お子さんと保護者 |
| ● 小野田地区子育て支援広場「はっぴいぽけっと」 | 毎週火・水・木曜日 | |
| ● 宮崎地区子育て支援広場「げんきっこ」 | 毎週火・水・金曜日 | |

開催時間はいずれも 9 時 30 分～11 時 30 分です。子育てに関する相談などは月～金曜日まで毎日受け付けております。お気軽にご連絡ください。



★お問い合わせ★

こども家庭課 TEL 87-8730 FAX 63-7873

私立保育園

保育所(園)は就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。
加美町には、私立保育園が1園あります。

名称	住所	電話番号
NOVA バイリンガル加美中新田保育園	加美町字雁原27番地5	87-8261

対象者

保育認定(2・3号認定)を受けている児童が対象です

入園できる児童

満6か月児～5歳児

入園要件

お子さんの父母と同居している祖父母の全員が、次の①～⑩の「保育の必要な事由」のいずれかに該当することが認められること。

- ① 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む)
※就労時間が月48時間未満の場合は就労に該当しません。
- ② 妊娠、出産
- ③ 疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動(起業準備を含む)
※原則として入園希望月から3か月間の認定となります。
- ⑦ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

手続き

いつまでに

毎年秋に広報かみまち及びホームページにて次年度の入園申込を募集しています。年度当初からの入園を希望する方は、指定期間内に申込手続きを済ませてください。
なお、指定期間後でも園で受入が可能であれば年度途中からの入園申込等について随時受付しています。

どこで

こども家庭課

※すでに入園しているお子さんの継続入園の申込は保育園で行ってください。

必要なもの

必ず提出する書類

- ① 支給認定申請書兼保育園・認定こども園・幼稚園・地域型保育施設入園申込書
- ② 保育の必要な事由を証明するもの（上記入園要件に該当することを証明できる書類）
- ③ 確認事項兼同意書
- ④ 児童健康調査票（新規申込者のみ）

必要に応じて提出する書類

- ① 減免を受けるために必要な書類…生活保護受給者証や障害者手帳などがある場合
- ② 課税証明書…加美町に転入してきたばかりで前市町村で税の申告をしている場合
- ③ その他入園に必要な書類

申請に必要な書類は、こども家庭課で配布しているほか、加美町のホームページからもダウンロードできます。

開園日時

開園日

日曜日・祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除いた日が開園日となります。
土曜日は保育が必要な児童のみ利用できますが、延長保育は実施しておりません。

開園時間

開園時間は次のとおりです。

7:00		8:00		16:00		18:00		19:00	
時間外保育	通常保育				時間外保育	延長保育			
	保育短時間（通常保育）								
	保育標準時間（通常保育）								

新入園児童については初めの一週間程度は慣らし保育を行いますので、短時間保育となります。

時間外保育は、その時間の保育が必要と認められた児童のみ利用できます。

午後6時以降も保育園を利用した場合は別途延長保育料がかかります。



保育料

保育料は、原則として父母に課税される住民税の課税状況を基に階層判定を行い、決定します。ただし、祖父母が同居している場合で、祖父母が生計主宰者と認められる場合には、祖父母のいずれか一人の税額を父母の税額に合算して決定します。

加美町保育料基準額表

階層区分		3 歳 未 満 児		
		国基準保育料 (3号認定)		加美町 保育料
		保育 標準時間	保育 短時間	保育標準時 間・短時間
1	生活保護世帯	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯	0	0	0
3	市町村民税均等割課税世帯	19,500	19,300	11,000
4	市町村民税所得割額 48,600 円未満	19,500	19,300	12,000
5	市町村民税所得割額 74,000 円未満	30,000	29,600	17,000
6	市町村民税所得割額 97,000 円未満	30,000	29,600	18,000
7	市町村民税所得割額 133,000 円未満	44,500	43,900	25,000
8	市町村民税所得割額 169,000 円未満	44,500	43,900	25,500
9	市町村民税所得割額 301,000 円未満	61,000	60,100	33,500
10	市町村民税所得割額 397,000 円未満	80,000	78,800	34,000
11	市町村民税 所得割額 397,000 円以上	104,000	102,400	44,000

- 3歳児～5歳児は所得に関係なく保育料は無償ですが、別途給食費（完全給食）が発生します。
- 入園児童について、第2子や第3子以降のお子さんは減免措置が受けられます。児童数の判定対象となるのは就学前の児童となります。
- ただし、世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満の場合には、判定対象となる児童の年齢に関係なく第2子や第3子以降のお子さんは減免措置が受けられます。
- ひとり親家庭や障害者がいる世帯で、世帯の市町村民税所得割額が77,101円未満の場合には、減免の対象となります。
- 保育料は毎年9月に課税年度の切替を行いますので、課税状況に変更がある場合は9月分から料金の変更となる場合があります。
- 保育料は口座振替にて町に納めていただきます。

その他

- 保育の必要な事由が認められても、定員の関係上、入園できない場合があります。
- 保育料の算定には住宅借入金等特別控除・配当控除等はないものとして算定します。
- 通園バス利用負担金等は別途負担となります。

★お問い合わせ★

こども家庭課 TEL 87-8730 FAX 63-7873

公立認定こども園

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。

加美町には、公立認定こども園が2園あります。

名称		住所	電話番号
認定こども園おのだ園	幼稚園部	加美町字長檀 26 番地 3	67-3221
	保育園部	加美町字中原南 168 番地	67-2178
認定こども園みやざき園（幼・保共通）		加美町宮崎字屋敷一番 6 番地 2	69-6535

対象者

教育標準認定（1号認定・満3歳以上）、保育認定（2・3号認定）を受けている児童が対象です

入園できる児童

満6か月児～5歳児

入園要件（保育の利用を希望する場合）

お子さんの父母と同居している祖父母の全員が、次の①～⑩の「保育の必要な事由」のいずれかに該当することが認められること。

①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
※就労時間が月48時間未満の場合は就労に該当しません。

②妊娠、出産

③疾病、障害

④同居又は長期入院等している親族の介護・看護

⑤災害復旧

⑥求職活動（起業準備を含む）

※原則として入園希望月から3か月間の認定となります。

⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合



手続き

いつまでに

毎年秋に「広報かみまち」及びホームページにて次年度の入園申込を募集しています。年度当初からの入園を希望する方は、指定期間内に申込手続きを済ませてください。
なお、指定期間後でも年度途中からの入園申込等について随時受付しています。

どこで

こども家庭課

※すでに入園しているお子さんの継続入園の申込は各園で行ってください。

必要なもの

必ず提出する書類

- ① 支給認定申請書兼保育園・認定こども園・幼稚園・地域型保育施設入園申込書
- ② 保育の必要な事由を証明するもの（上記入園要件に該当することを証明できる書類）
- ③ 確認事項兼同意書
- ④ 児童健康調査票（新規申込者のみ）

必要に応じて提出する書類

- ① 減免を受けるために必要な書類…生活保護受給者証や障害者手帳などがある場合
- ② 課税証明書…加美町に転入してきたばかりで前市町村で税の申告をしている場合
- ③ その他入園に必要な書類

申請に必要な書類は、こども家庭課で配布しているほか、加美町のホームページからもダウンロードできます。

開園日時

開園日

日曜日・祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除いた日が開園日となります。

※教育標準時間利用児童は長期休業日（夏休み・冬休み・春休み）があります。

この他、町長が必要と認めた場合は休園日となることがあります。

土曜日は保育が必要な児童のみ利用できますが、延長保育は実施しておりません。

開園時間（保育園部）

開園時間は次のとおりです。

7:00	8:30	16:30	18:00	19:00
時間外保育	保育短時間 (通常保育)		時間外保育	延長保育
保育標準時間 (通常保育)				

新入園児童については初めの一週間程度は慣らし保育を行いますので、通常より短い時間での保育となります。

時間外保育はその時間の保育が必要と認められた児童のみ利用できます。

午後6時以降も利用する場合は別途延長保育料がかかります。

開園時間（幼稚園部）

開園時間は次のとおりです。

7：00	8：30	13：30	16：30	18：00	19：00
時間外保育	教育標準時間	降園又は預かり保育			延長保育
	保育短時間 (通常保育)		降園又は 時間外保育		
	保育標準時間 (通常保育)				

保育料

保育料は、原則として父母に課税される住民税の課税状況を基に階層判定を行い、決定します。ただし、祖父母が同居している場合で、祖父母が生計主宰者と認められる場合には、祖父母のいずれか一人の税額を父母の税額に合算して決定します。

加美町保育料基準額表

階層区分		3 歳 未 満 児		
		国基準保育料 (3号認定)		加美町 保育料
		保育 標準時間	保育 短時間	保育標準時 間・短時間
1	生活保護世帯	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯	0	0	0
3	市町村民税均等割課税世帯	19,500	19,300	11,000
4	市町村民税所得割額 48,600 円未満	19,500	19,300	12,000
5	市町村民税所得割額 74,000 円未満	30,000	29,600	17,000
6	市町村民税所得割額 97,000 円未満	30,000	29,600	18,000
7	市町村民税所得割額 133,000 円未満	44,500	43,900	25,000
8	市町村民税所得割額 169,000 円未満	44,500	43,900	25,500
9	市町村民税所得割額 301,000 円未満	61,000	60,100	33,500
10	市町村民税所得割額 397,000 円未満	80,000	78,800	34,000
11	市町村民税 所得割額 397,000 円以上	104,000	102,400	44,000

- 3歳児～5歳児は所得に関係なく保育料は無償ですが、別途給食費（原則月額 4,000 円）が発生します。
- 入園児童について、第2子や第3子以降のお子さんは減免措置が受けられます。児童数の判定対象となるのは就学前の児童となります。
ただし、世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満の場合には、判定対象となる児童の年齢に関係なく第2子や第3子以降のお子さんは減免措置が受けられます。
- ひとり親家庭や障害者がいる世帯で、世帯の市町村民税所得割額が77,101円未満の場合には、減免の対象となります。
- 保育料は毎年9月に課税年度の切替を行いますので、課税状況に変更がある場合は9月分から料金の変更となる場合があります。
- 保育料は口座振替にて納めていただきます。

その他

- 保育の必要な事由が認められても、定員の関係上、入園できない場合があります。
- 保育料の算定には住宅借入金等特別控除・配当控除等はないものとして算定します。
- 保護者会費や通園バス利用負担金等は別途負担となります。

★お問い合わせ★

こども家庭課 TEL 87-8730 FAX 63-7873

小規模保育施設

小規模保育施設とは、0～2歳児を対象とした19人以下の利用定員で保育を行う施設です。
加美町には、小規模保育施設が3園あります。

名称	住所	電話番号
えがおのはなさくみんなのほいくえん	加美町字大門三番57番地1	0229-25-8746
ちいさなもりのほいくえん		
みんなのほいくえんハッピーベース		

対象者

保育認定（2・3号認定）を受けている児童が対象です。

入園できる児童

満2か月児～2歳児

入園要件

お子さんの父母と同居している祖父母の全員が、次の①～⑩の「保育の必要な事由」のいずれかに該当することが認められること。

- ① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
※就労時間が月48時間未満の場合は就労に該当しません。
- ② 妊娠、出産
- ③ 疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
※原則として入園希望月から3か月間の認定となります。
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合



手続き

いつまでに

毎年秋に広報かみまち及びホームページにて次年度の入園申込を募集しています。年度当初からの入園を希望する方は、指定期間内に申込手続きを済ませてください。
なお、指定期間後でも園で受入が可能であれば年度途中からの入園申込等について随時受付しています。

どこで

こども家庭課
※すでに入園しているお子さんの継続入園の申込は在籍している施設で行ってください。

必要なもの

必ず提出する書類

- ① 支給認定申請書兼保育園・認定こども園・幼稚園・地域型保育施設入園申込書
- ② 保育の必要な事由を証明するもの（上記入園要件に該当することを証明できる書類）
- ③ 確認事項兼同意書
- ④ 児童健康調査票（新規申込者のみ）

必要に応じて提出する書類

- ① 減免を受けるために必要な書類…生活保護受給者証や障害者手帳などがある場合
- ② 課税証明書…加美町に転入してきたばかりで前市町村で税の申告をしている場合
- ③ その他入園に必要な書類

申請に必要な書類は、こども家庭課で配布しているほか、加美町のホームページからもダウンロードできます。

開園日時

開園日

日曜日・祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除いた日が開園日となります。
土曜日は保育が必要な児童のみ利用できますが、延長保育は実施しておりません。

開園時間

開園時間は次のとおりです。

7:00	8:00	16:00	18:00	19:00
時間外保育	通常保育		時間外保育	延長保育
	保育短時間（通常保育）			
	保育標準時間（通常保育）			

新入園児童については初めの一週間程度は慣らし保育を行いますので、通常より短い時間での保育となります。

時間外保育はその時間の保育が必要と認められた児童のみ利用できます。

午後6時以降も利用する場合は別途延長保育料がかかります。

保育料

保育料は、原則として父母に課税される住民税の課税状況を基に階層判定を行い、決定します。ただし、祖父母が同居している場合で、祖父母が生計主宰者と認められる場合には、祖父母のいずれか一人の税額を父母の税額に合算して決定します。

加美町保育料基準額表

		3 歳 未 満 児		
階層区分		国基準保育料 (3号認定)		加美町 保育料
		保育 標準時間	保育 短時間	保育標準時間・ 短時間
1	生活保護世帯	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯	0	0	0
3	市町村民税均等割課税世帯	19,500	19,300	11,000
4	市町村民税所得割額 48,600 円未満	19,500	19,300	12,000
5	市町村民税所得割額 74,000 円未満	30,000	29,600	17,000
6	市町村民税所得割額 97,000 円未満	30,000	29,600	18,000
7	市町村民税所得割額 133,000 円未満	44,500	43,900	25,000
8	市町村民税所得割額 169,000 円未満	44,500	43,900	25,500
9	市町村民税所得割額 301,000 円未満	61,000	60,100	33,500
10	市町村民税所得割額 397,000 円未満	80,000	78,800	34,000
11	市町村民税 所得割額 397,000 円以上	104,000	102,400	44,000

- 入園児童について、第2子や第3子以降のお子さんは減免措置が受けられます。児童数の判定対象となるのは就学前の児童となります。
- ただし、世帯の市町村民税所得割合算額が57,700円未満の場合には、判定対象となる生計を一にしている児童の年齢に関係なく第2子や第3子以降のお子さんの減免措置が受けられます。
- ひとり親家庭や障害者がいる世帯で、世帯の市町村民税所得割額が77,101円未満の場合には、減免の対象となります。
- 保育料は毎年9月に課税年度の切替を行いますので、課税状況に変更がある場合は9月分から料金が変更となる場合があります。
- 保育料は園に納めます。

その他

- 保育の必要な事由が認められても、定員の関係上、入園できない場合があります。
- 保育料の算定には住宅借入金等特別控除・配当控除等はないものとして算定します。

★お問い合わせ★

こども家庭課 TEL 87-8730 FAX 63-7873

私立認定こども園

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。

加美町には、私立認定こども園が1園あります。

名称	住所	電話番号
学校法人慈園学園 中新田幼稚園・なかよしこども園	加美町字町裏451番地1	63-3508

対象者

教育標準認定（1号認定・満3歳以上）、保育認定（2・3号認定）を受けている児童が対象です

入園できる児童

1歳児～5歳児

入園要件（保育の利用を希望する場合）

お子さんの父母と同居している祖父母の全員が、次の①～⑩の「保育の必要な事由」のいずれかに該当することが認められること。

- ① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
※就労時間が月48時間未満の場合は就労に該当しません。
- ② 妊娠、出産
- ③ 疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
※原則として入園希望月から3か月間の認定となります。
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

手続き

いつまでに

毎年秋に「広報かみまち」及びホームページにて次年度の入園申込を募集しています。年度当初からの入園を希望する方は、指定期間内に申込手続きを済ませてください。

なお、指定期間後でも園で受入が可能であれば年度途中からの入園申込等について随時受付しています。

どこで

こども家庭課

※すでに入園しているお子さんの継続入園の申込は園で行ってください。

必要なもの

必ず提出する書類

- ① 支給認定申請書兼保育園・認定こども園・幼稚園・地域型保育施設入園申込書
- ② 保育の必要な事由を証明するもの（上記入園要件に該当することを証明できる書類）
- ③ 確認事項兼同意書
- ④ 児童健康調査票（新規申込者のみ）

必要に応じて提出する書類

- ① 減免を受けるために必要な書類…生活保護受給者証や障害者手帳などがある場合
- ② 課税証明書…加美町に転入してきたばかりで前市町村で税の申告をしている場合
- ③ その他入園に必要な書類

申請に必要な書類は、こども家庭課で配布しているほか、加美町のホームページからもダウンロードできます。

開園日時

開園日

日曜日・祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除いた日が開園日となります。
※教育標準時間利用児童は長期休業日（夏休み・冬休み・春休み）があります。
土曜日は保育が必要な児童のみ利用できますが、延長保育は実施しておりません。

開園時間

開園時間は次のとおりです。

7 : 00	8 : 00	14 : 00	16 : 00	18 : 00	19 : 00
時間外保育	教育標準時間	降園又は預かり保育			延長保育
	保育短時間 (通常保育)		降園又は 時間外保育		
	保育標準時間 (通常保育)				

新入園児童については初めの一週間程度は慣らし保育を行いますので、通常より短い時間での保育となります。

時間外保育はその時間の保育が必要と認められた児童のみ利用できます。

午後6時以降も利用する場合は別途延長保育料がかかります。



保育料

保育料は、原則として父母に課税される住民税の課税状況を基に階層判定を行い、決定します。ただし、祖父母が同居している場合で、祖父母が生計主宰者と認められる場合には、祖父母のいずれか一人の税額を父母の税額に合算して決定します。

加美町保育料基準額表

階層区分		3 歳 未 満 児		
		国基準保育料 (3号認定)		加美町 保育料
		保育 標準時間	保育 短時間	保育標準時 間・短時間
1	生活保護世帯	0	0	0
2	市町村民税非課税世帯	0	0	0
3	市町村民税均等割課税世帯	19,500	19,300	11,000
4	市町村民税所得割額 48,600 円未満	19,500	19,300	12,000
5	市町村民税所得割額 74,000 円未満	30,000	29,600	17,000
6	市町村民税所得割額 97,000 円未満	30,000	29,600	18,000
7	市町村民税所得割額 133,000 円未満	44,500	43,900	25,000
8	市町村民税所得割額 169,000 円未満	44,500	43,900	25,500
9	市町村民税所得割額 301,000 円未満	61,000	60,100	33,500
10	市町村民税所得割額 397,000 円未満	80,000	78,800	34,000
11	市町村民税 所得割額 397,000 円以上	104,000	102,400	44,000

- 3歳児～5歳児は所得に関係なく保育料は無償ですが、別途給食費が発生します。
- 入園児童について、第2子や第3子以降のお子さんは減免措置が受けられます。児童数の判定対象となるのは就学前の児童となります。
ただし、世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満の場合には、判定対象となる児童の年齢に関係なく第2子や第3子以降のお子さんは減免措置が受けられます。
- ひとり親家庭や障害者がいる世帯で、世帯の市町村民税所得割額が77,101円未満の場合には、減免の対象となります。
- 保育料は毎年9月に課税年度の切替を行いますので、課税状況に変更がある場合は9月分から料金の変更となる場合があります。
- 保育料は園に納めます。

その他

- 保育の必要な事由が認められても、定員の関係上、入園できない場合があります。
- 保育料の算定には住宅借入金等特別控除・配当控除等はないものとして算定します。
- 父母の会費や通園バス利用負担金等は別途負担となります。

★お問い合わせ★

こども家庭課 TEL 87-8730 FAX 63-7873

私立幼稚園

幼稚園とは、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。
加美町には、私立幼稚園が1園あります。

名称	住所	電話番号
学校法人淑徳学園 小鳩幼稚園	加美町字矢越 405 番地	63-6391

対象者

教育標準認定（1号認定・満3歳以上）を受けている児童が対象です

入園できる児童

満2歳児～5歳児

※保育の利用を希望する場合は、次の要件を満たしている必要があります

※満2歳児については、2歳の誕生日を迎えた時点で対象となり、保育認定を受ける必要があります

入園要件（保育の利用を希望する場合）

お子さんの父母と同居している祖父母の全員が、次の①～⑩の「保育の必要な事由」のいずれかに該当することが認められること。

- ① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
※就労時間が月48時間未満の場合は就労に該当しません。
- ② 妊娠、出産
- ③ 疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
※原則として入園希望月から3か月間の認定となります。
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合



手続き

いつまでに

毎年秋に「広報かみまち」及びホームページにて次年度の入園申込を募集しています。年度当初からの入園を希望する方は、指定期間内に申込手続きを済ませてください。

なお、指定期間後でも園で受入が可能であれば年度途中からの入園申込等について随時受付しています。

どこで

こども家庭課

※すでに入園しているお子さんの継続入園の申込は園で行ってください。

必要なもの

必ず提出する書類

- ① 支給認定申請書兼保育園・認定こども園・幼稚園・地域型保育施設入園申込書
- ② 保育の必要な事由を証明するもの（上記入園要件に該当することを証明できる書類）
- ③ 確認事項兼同意書
- ④ 児童健康調査票（新規申込者のみ）

必要に応じて提出する書類

- ① 減免を受けるために必要な書類…生活保護受給者証や障害者手帳などがある場合
- ② 課税証明書…加美町に転入してきたばかりで前市町村で税の申告をしている場合
- ③ その他入園に必要な書類

申請に必要な書類はこども家庭課で配布しているほか、加美町のホームページからもダウンロードできます。

開園日時

開園日

日曜日・祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除いた日が開園日となります。
土曜日は保育が必要な児童のみ利用できますが、延長保育は実施しておりません。
※教育標準時間利用児童は長期休業日（夏休み・冬休み・春休み）があります。
※お盆の期間はご自宅での保育をお願いしております。

開園時間

開園時間は次のとおりです。

7:00	8:10	15:00	18:00	19:00
時間外保育	教育標準時間	降園又は預かり保育（保育認定を受けている場合）	延長保育	

新入園児童については初めの一週間程度は慣らし保育を行いますので、通常より短い時間での保育となります。

時間外保育、預かり保育はその時間の保育が必要と認められた児童のみ利用できます。

午後6時以降も利用する場合は別途延長保育料がかかります。

その他

- 3歳児～5歳児は所得に関係なく保育料は無償ですが、給食費月額 7,000 円（完全給食）が発生します。
- 預かり保育について、保育認定を受けているお子さんは補助があります。
- その他、費用等については、園に直接お問い合わせください。

★お問い合わせ★

こども家庭課 TEL 87-8730 FAX 63-7873

一時預かり保育

保護者の仕事、傷病（通院・入院）、冠婚葬祭、災害、事故、介護、看護、出産、保育等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となるお子さんをお預かりします。

実施施設	実施日	保育時間
NOVA バイリンガル加美中新田保育園	月曜日～金曜日	面談により決定
認定こども園おのだ園	月曜日～土曜日 （祝日や年末年始等を除く 一時預かり保育実施施設が 開所している日）	午前9時～午後5時
認定こども園みやざき園		

対象者

保育所、認定こども園、幼稚園に在籍していない満6か月から就学前のお子さんが対象となります。
※ NOVA バイリンガル加美中新田保育園では離乳食が完了したお子さんが対象となります。

内容

料金

お子さんをお迎えに来た際に、現金でお支払いいただきます。

NOVA バイリンガル加美中新田保育園	【3歳未満児】4時間未満	1600円
	4時間以上	500円（1時間単位）
	【3歳以上児】4時間未満	1200円
	4時間以上	400円（1時間単位）
認定こども園おのだ園	半日（4時間まで）	1500円
認定こども園みやざき園	一日（4時間以上）	3000円
	※ 年齢による料金の違いはありません	

給食費やおやつ代などが別途発生する場合がありますので、詳しくは利用希望施設へお問い合わせください。

アレルギー等への対応可否は施設によって異なります。事前に利用希望施設へご確認ください。

※対応できない場合はお弁当を持参していただきます。

定員

一日の実施定員は3名程度となります。希望者が多い場合はお預かりができない場合があります。

手続き

- 利用希望施設にて申請を行ってください。（事前登録・面談が必要です。）
- ご希望に沿えない場合がありますので、利用する際は事前に電話でご相談ください。
- 着替えやオムツなど、当日必要なものにつきましては年齢等によって異なりますので、申請手続きの際にご案内します。

★お問い合わせ★

NOVA バイリンガル加美中新田保育園 TEL 87-8721

おのだ園 保育園部 TEL 67-2178

みやざき園 保育園部 TEL 69-5032

幼児ことばの教室

お子さんの「ことば」に関する悩みに応えるため、就学前の幼児を対象に、「ことばの教室」を実施しています。（加美町独自）

対象児童

「幼児ことばの教室」は、公立認定こども園に通う5歳児を対象に、無料で実施しています。

※ 町内の私立幼稚園・認定こども園・保育園でも独自で、ことばの教室を実施しています。

ことばの指導を受けるまで

① 5歳児に進級する前に、言語検査を行います。



② ことばの指導が必要なお子さんの保護者に検査結果を配布し、教育相談を行います。
（お子さんの発音の状態を説明し、今後のことを一緒に考えます。）



③ 教育相談の結果、ことばの教室への通級が決定したお子さんに対し、認定こども園の保育時間内に指導を行います。

上記以外にも、お子さんの年齢を問わず、ことばの相談を随時受け付けています。

※ 幼児ことばの教室への通級はできません。

※ 必要に応じて、保健師や医療機関との連携も含めて対応していきます。



指導の様子



機能訓練（ピンポンふき・うがい）

のむ、すう、吹くなど、口の中の動きをよくします。
通級している子どもたちに大人気です。



- ・ことばの育つ土台である、対人関係や運動能力を育てます。
- ・発音練習を通して、話す力を育てます。
- ・家庭と担任と連携を図りながら、子ども達の成長をサポートします。



鏡に向かって発音練習

- ・発音のチェックをします。
- ・間違えて覚えてしまった発音を鏡で確認しながら練習します。
- ・ひらがなにも興味がでできます。

★お問い合わせ★

教育総務課 TEL 69-5112 FAX 69-6433

小学校入学に向けて

就学時健康診断

小学校に入学する児童は、入学する前年の9月または10月に健康診断を行います。事前に保護者の方に通知しますので、指定された会場で受診してください。

また、会場では教育相談も行っておりますので、心配な点がある場合はご相談ください。

※ 健康診断日の後に加美町に転入された場合は、教育委員会にご連絡ください。

入学に向けて

入学する児童の保護者に対して、入学する年の1月末日までに教育委員会から住所地に基づいて入学すべき学校及び入学期日を記載した入学通知書を送付します。

次の場合は、教育総務課までご連絡ください。

- 入学通知書が届かないとき。
- 入学通知書を受け取った後に転居、転出するとき。
- 入学通知書の記載内容に誤りがあるとき。
- 町外の学校等に入学するとき。
- 入学する学校を変更したいとき（学区外就学のページをご覧ください）。



★お問い合わせ★

教育総務課 TEL 69-5112 FAX 69-6433

加美町小学校入学祝金

第3子以降のお子さんが小学校に入学した際に祝い金を支給します。

対象者

- 第3子以降の子を監護し、そのお子さんが小学校に入学する年の5月1日に町内に住所を有する保護者
※同一の保護者によって監護されている3人目以降のお子さんの入学で、保護者と生計を同じくする第1子・第2子がいる場合のみ対象。
独立し、別世帯を形成している子は、第1子・第2子とは数えません。
- 児童福祉法第6条の4に規定する里親のうち、監護している児童が小学校に入学する年の5月1日に町内に住所を有する者

支給額

お子さん1人につき3万円

手続き

入学した学校を通してお知らせします。対象となる方は申請書を受け取り、学校へ提出してください。申請書に記入した口座へお振込みします。

※監護の状況が確認できない場合は、戸籍謄本等の提出を求める場合があります。

【生計を同じくする第1子・第2子の考え方 Q&A】

Q 第1子や第2子に年齢要件はありますか？

A ありません。20歳を過ぎていても同一の保護者から監護されている場合は、支給対象となります。

Q 第1子が21歳の大学生です。対象となりますか？

A 学生については、同居・別居に関わらず、父母に監護されているとみなしますので、対象となります。

Q 第1子が19歳で就業しています。対象となりますか？

A 未成年でも、保護者と別居し、就業により独立して生計を営んでいる場合は第1子と数えませんので、対象となりません。

★お問い合わせ★

教育総務課 TEL 69-5112 FAX 69-6433

放課後児童クラブ

保護者の就労などの理由により、放課後、ご家庭で過ごすことが難しいお子さんについて、平日の放課後、学校の長期休業期間、振替休業日にお預かりするところです。

対象者

町内に居住する小学校に就学している児童で、保護者が仕事などで昼間家庭にいない者。

内容

開設しているところ

児童クラブ名	開設場所	問い合わせ先
中新田放課後児童クラブ	中新田児童館内	中新田児童館 TEL63-7655
広原放課後児童クラブ	広原研修センター内	
鳴瀬放課後児童クラブ	鳴瀬地区公民館内	
東小野田放課後児童クラブ	東小野田小学校内	小野田福祉センター TEL67-5100
西小野田放課後児童クラブ	小野田保健センター内	
宮崎放課後児童クラブ	宮崎福祉センター内	宮崎福祉センター TEL69-5636
賀美石放課後児童クラブ	賀美石小学校内	

※ 鹿原小学校区は、鹿原地区公民館の指定管理者である鹿原地区コミュニティ推進協議会で実施していますのでそちらにお問い合わせください。(TEL67-6575)

開設時間等

- 平日：小学校の下校時間から午後6時まで
※就労等の理由により午後6時までに迎えに来ることが困難な方に限り、午後7時まで利用時間を延長できます。
- 長期休業・臨時休業日等：午前8時から午後6時まで。ただし、土曜日は午後5時まで
※土曜日の開設状況については各放課後児童クラブで異なります。

利用料金

基本利用料：月額3,000円 傷害・賠償保険料：年額800円
延長利用料：月額1,000円 ※基本利用料、延長利用料は多子減免等の減免があります

手続き

放課後児童クラブ利用申請書を希望する放課後児童クラブ（上記表参照）に提出してください。

緊急一時預かり

緊急な理由等で児童を一時的に預かってほしい場合にお預かりします
利用料は日額500円ですが、傷害・賠償保険の適用外となります。

★お問い合わせ★
各放課後児童クラブ（上記表）

スポーツ少年団

スポーツ少年団とは、地域の子どもたちが学校以外の自由な時間に幅広いスポーツ活動を行う集まりです。活動を通じ、一人でも多くの子どもたちにスポーツの喜びや楽しさを体験することで、こころとからだの健全育成を図ります。また団員同士をはじめ地域社会とのつながりを形成する役割も担っています。



単位スポーツ少年団（単位団）の登録・加入状況

● 登録状況

単位団登録数：25団体 団員加入者数：519名 指導者登録数：110名

● 加入対象者

幼児、小学生、中学生、高校生（ただし、単位団ごとに対象年齢が異なります）

● 競技種目

サッカー、スキー、バレーボール、バスケットボール、卓球、野球、剣道、空手、陸上競技など

※ 詳しくは、団員募集パンフレットをご覧ください。

（加美町スポーツ少年団本部・各地区体育館に団員募集パンフレットを設置しています。）



スポーツ少年団本部

各単位団のスポーツ活動以外に、全単位団（加美町スポーツ少年団）での活動があります。主な活動として、入団式・交流会、指導者・母集団研修会、卒団式を実施しています。また、令和6年度から体力テストや奉仕作業を単位団ごとに実施し、地域社会へ貢献する活動も行っています。加えて、年2回の会報と団員募集パンフレット等の広報活動やイベント等を通じて研修・事業活動も行っております。

手続き

申込書に必要事項を記入のうえ、加入登録料（下記参照）を添えて加美町スポーツ少年団本部事務局までお申し込みください。

※ 事前に体験入団をすることができますが、各単位団でスポーツ安全保険料（800円）に加入しなければなりません。

加入登録料

- 加美町スポーツ少年団登録料 850円
- 国・県スポーツ少年団登録料 700円

※ 登録料に変更が生じる場合がありますので、ご了承ください。

また、スポーツ安全保険料800円については、各単位団で加入してください。

活動費 単位団ごとに活動費が異なりますので、団員募集のパンフレットにてご確認ください。

★問い合わせ先★

加美町スポーツ少年団本部事務局（加美町中新田体育館 かみジョイ内）

TEL 63-8811 FAX 87-3100

就学援助

経済的理由によって学用品の代金や給食費にお困りの小・中学生の保護者に対し、費用の一部の援助を行っています。

対象世帯

- 生活保護を受けている世帯、障害者・寡婦・寡夫により町民税が非課税世帯
 - 国民年金の掛金が免除されている世帯、児童扶養手当の支給を受けている世帯
 - 天災等により固定資産税・個人事業税・国民健康保険税が減免されている世帯
 - 保護者の職業が不安定で、生活が困難と認められる世帯等
- ※ 上記のうち、生活保護の世帯は要保護、その他の世帯は準要保護となります。

内容

対象経費・金額

費目	支給対象		小学校		中学校		備考
	要保護	準要保護	1年	2～6年	1年	2～3年	
学用品費等		○	11,630円	13,900円	22,730円	25,000円	
新入学用品費		○	57,060円	—	63,000円	—	4月1日認定の1年生のみ
校外活動費		○	交通費・宿泊費・見学料 (宿泊の有無により限度額が変わります)				参加者のみ
修学旅行費	○	○	交通費・宿泊費等 限度額 22,690円		交通費・宿泊費等 限度額 60,910円		参加者のみ
学校給食費		○	実費		実費		他市町村に区域外就学している場合は対象外

※上記の金額は令和6年度の額で、国の基準により改定する場合があります。

支給

要保護もしくは準要保護として認定された場合は、学校を通じ年3回に分けて支給します。

手続き

学校を通じて保護者にお知らせしますので、必要書類を添えて学校に提出してください。
書類の不備等で申請が遅れたり、年度の途中で申請した場合は、開始月が遅れ、支給金額が変わります。

世帯状況に変更が生じたとき

世帯構成や認定要件に変更が生じた場合は、必ず学校または教育総務課にご連絡ください。
認定理由が無くなったまま受給を続けていると、過去にさかのぼり返還を求める場合があります。

★お問い合わせ★

教育総務課 TEL 69-5112 FAX 69-6433

奨学金制度

育英事業による町奨学生

町では、有用な人材を育成するため、経済的理由により就学が困難な方に対し奨学金を貸与しています。

対象者

町内にお住まいのお子さんで、今年、高等学校、専門学校、短期大学、大学及び大学院に進学しようとする方のうち学校長の推薦を受けた方

内容

貸付金額

- 高校奨学生 月額 20,000 円
- 短大・専門学校・大学奨学生 月額 40,000 円
- 大学院奨学生 月額 50,000 円

償還（返済）

各学校卒業後 1 年間は据え置き、2 年目より貸付金額の合計を最長 10 年間で月払い、半年払い、年払いで償還（返済）して頂きます。利子はありません。

手続き

毎年2月に広報かみまちやホームページで奨学生の募集についてお知らせします。

どこで

教育総務課（宮崎支所 2 階）

※ 募集時期になりましたら申請用紙類を配布します。

必要なもの

- ① 育英資金貸与願書
- ② 在学証明書
- ③ 育英資金貸与生推薦書
- ④ 成績証明書
- ⑤ 家族全員の所得証明書
- ⑥ 家族構成調書
- ⑦ 連帯保証人および保証人の納税証明書



選考

育英事業運営委員会の選考を経て町長が奨学予約生として決定します。

実際に進学したことによって本奨学生となり、奨学金の貸与を受けられるようになります。

★お問い合わせ★

教育総務課 TEL 69-5112 FAX 69-6433

日本学生支援機構奨学金（独立行政法人）

対象者

大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）および大学院で学ぶ方

お問い合わせ先

日本学生支援機構ホームページまたは在学する学校

高等学校等育英奨学資金予約奨学生（宮城県教育委員会）

対象者

宮城県内に住所を有している中学校3年生で、次年度4月に高等学校等に進学を希望する優れた生徒で、経済的理由により修学が困難な方

手続き

県から中学校をとおして募集のお知らせをしますのでその際に必要書類を提出してください。

お問い合わせ先

宮城県教育庁高校財務・就学支援室 就学支援班
TEL 022-211-3716



転校

小・中学生のお子さんがお引越しする場合、新しい住所地によっては、転校手続きが必要になる場合があります。

お渡しする書類や学級費の精算等がありますので、お引越しが決まりましたら、ご連絡ください。

町内での引越し（町内転校）

- ① 転居届を出す前に（お引越しが決まった時点で）、学校および教育委員会へご連絡ください。
↓
- ② 転校前に学校から「在学証明書」と「教科書給与証明書」をお受け取りください。
↓
- ③ 転居届を出された後、教育総務課にお越しください。「転入学通知書」を交付します。
↓
- ④ 「在学証明書」、「教科書給与証明書」、「転入学通知書」を転校先の学校に提出してください。

町外への引越し（転出にともなう転校）

- ① 加美町から町外へ転出（他の市町村へ引越し）する場合は、転出先市町村の教育委員会で転入学手続きが必要です。転入届の後、すみやかに済ませましょう。
- ② 転校前の学校から「在学証明書」と「教科書給与証明書」を受け取り、転校先の学校に提出してください。

町外からの引越し（転入にともなう転校）

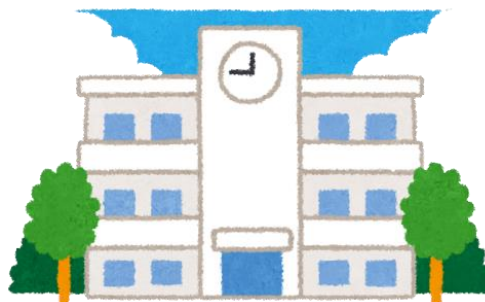
町外から加美町に転入（他の市町村から引越し）してきた場合は、転入届の後、直ちに教育総務課にお越しください。「転入学通知書」を交付します。

必要なもの

- 印鑑
- 住民異動届の写し（転入届の際に窓口のスタッフから受け取ってください）

教育総務課での手続きの後、転校先の学校に提出するもの

- 転入学通知書（教育総務課から交付されたもの）
 - 在学証明書
 - 教科書給与証明書
- } 転校前の学校から交付されたもの



★お問い合わせ★

教育総務課

TEL 69-5112 FAX 69-6433

小中学校 学区外・区域外就学

お住まいの学区内にある小中学校に通学することが難しい場合、ご事情によって希望する学区・区域の学校へ通学することができる場合があります。

※ 学区外就学・区域外就学ではスクールバスはご利用できません。

学区外就学（町内の別の学区の学校へ）

お住まいの小中学校区にある学校ではなく、町内の別の学校に通学したい場合は、教育委員会において申請手続きが必要です。

申請理由が教育委員会で定めた基準に該当している場合に限り、希望する学校へ通学することができます。

区域外就学（町外の学校へ）

お住まいが加美町、通学先が町外

加美町にお住まいのお子さんが、他の市町村立の小中学校に通学を希望する場合、希望する学校のある市町村の教育委員会（例：大崎市の学校なら大崎市教育委員会）において申請手続きが必要です。

申請理由が、申請先の教育委員会で定めた基準に該当している場合に限り、希望する学校へ通学することができます。

※ 県立中学校、私立中学校、特別支援学校等の場合は手続きが異なりますので、加美町教育委員会にご相談ください。

お住まいが町外、通学先が加美町

他の市町村にお住まいのお子さんが、加美町立の小中学校に通学を希望する場合、加美町教育委員会において申請手続きが必要です。

学区外就学と同様、教育委員会が定めた基準に該当する場合に限り、加美町立の学校に通学することができます。

《教育委員会で定めた基準の例》

年度途中に違う学区に引越したが、引越す前に通学していた学校にそのまま通い続けたい など…

★お問い合わせ★

教育総務課 TEL 69-5112 FAX 69-6433

悩み・いじめ・不登校相談

もし、お子さんが悩んでいたら…、すぐに解決してあげたいもの。なかなか自分だけでは解決できないこともあります。
ためらわず、相談窓口を利用してください。

スクールカウンセラー

カウンセリング等を通じて、悩みや問題を抱えているお子さんとその関係者（保護者等）を支援する心理の専門家です。学校によってカウンセラーの訪問日が決まっていますので、配付されるプリントなどで日程を確認のうえ、ご相談ください。

スクールソーシャルワーカー

お子さんと、お子さんを取り巻く環境に働きかけて、家庭、学校、地域の橋渡しなどにより、お子さんの悩みや抱えている課題の解決に向けて支援する福祉の専門家です。面談等を希望される場合は、お子さんの通っている学校へご連絡ください。

加美町子どもの心のケアハウス

何らかの理由により登校することが難しいお子さんにとって、安全で安心な居場所となることを第一の目的としています。教育相談や学校登校を含めた社会的自立のための支援、学習支援を複合的に行っています。相談、見学等を希望される場合は、お子さんの通っている学校へご相談ください。

いじめ・非行に関する相談窓口（宮城県）

対応する機関・窓口		電話番号	相談時間	内容
いじめ110番	県警察本部 少年課	022-221-7867	平日 午前8:30 から 午後5:15 まで	いじめや少年の悩み等について、少年警察補導員等が対応します。
少年相談電話	県警察本部 少年課	022-222-4970	平日 午前8:30 から 午後5:15 まで	少年の非行、問題行動について、少年警察補導員等が対応します。
児童相談所	北部 児童相談所	0229-22-0030	平日 午前8:30 から 午後5:15 まで	児童福祉司、心理判定員等の専門職員が対応します。 （専門相談は、あらかじめ電話予約が必要です）
「いじめ」など 子どもの人権に 関する相談	こどもの 人権110番	0120-007-110 一部のIP電話からは接続できません。その場合は以下をご利用ください。 022-225-6070	平日 午前8:30 から 午後5:15 まで	人権擁護委員等が電話・面接で対応します。 （面接には予約が必要です）
不登校・発達支援相 談室りんくるみやぎ	宮城県 総合教育 センター	不登校相談ダイヤル 022-784-3567 子供の相談ダイヤル 022-784-3568 発達支援教育相談ダイヤル 022-784-3565	平日 午前9:00 から 午後4:00 まで	児童生徒や家族を対象に、学校生活での不安や学習、進路、性格、いじめ、発達障害及び発達の遅れ等に関する相談を受け付けています。

★お問い合わせ★

教育総務課 TEL 69-5112 FAX 69-6433

住所変更にもなう手続き

住所変更に伴う転入・転出届等（新しい住所地に住み始めた日から 14 日以内に新住所地の市町村窓口で手続きをする必要があります。）にあわせ、お子さんがいる家庭では、次の手続きが必要です。忘れずに手続きを済ませましょう。

手続きが必要なひと	新住所地での手続き	旧住所地での手続き
妊娠されている方で母子手帳をお持ちの方	母子健康手帳持参のうえ、母子手帳別冊の交付を受けてください。 ※旧住所地から交付された母子手帳別冊は使用できません。	特になし
小中学生の保護者	「転校」のページをご覧ください。	
児童手当受給者	新住所地において改めて児童手当を請求してください。 《持ち物》 「町外転出に伴う手続きについて」 受給者の健康保険証 通帳（受給者名義） 印鑑 児童手当用所得証明書 個人番号カードか個人番号通知書	特になし ※マイナンバー利用による情報連携で、請求者及び請求者の配偶者の所得情報を確認します。情報連携ができない場合、児童手当用所得証明書の発行が必要になる場合があります。
子ども医療費助成受給者	新住所地において改めて受給資格登録の申請手続きをしてください。 《持ち物》 保護者の医療費助成用所得証明書 子どもの健康保険証 通帳 印鑑 個人番号カードか個人番号通知書 ※医療費助成対象年齢は、各市町村によって異なります。転入先の窓口へ事前にお問い合わせ下さい。	特になし ※マイナンバー利用による情報連携で、保護者の所得情報を確認します。情報連携ができない場合、医療費助成用所得証明書が必要となる場合があります。
児童扶養手当受給者 特別児童扶養手当受給者	新住所地でも引き続き手当を受ける場合は、手当証書を持参の上、住所変更手続きをしてください。	旧住所地の担当窓口で住所変更の手続きをしてください。 住所変更と同時に喪失する場合は喪失手続きをしてください。

手続きが必要なひと	新住所地での手続き	旧住所地での手続き
母子父子家庭医療費助成受給者	新住所地において改めて受給資格登録の申請手続きをしてください。 《持ち物》 医療費助成用所得証明書 ひとり親本人と子どもの健康保険証 通帳 印鑑 児童扶養手当証書（手当を受けていない場合は、戸籍謄本） 個人番号カードか個人番号通知書	特になし ※マイナンバー利用による情報連携で、保護者の所得情報を確認します。情報連携ができない場合、医療費助成用所得証明書が必要となる場合があります。
身体障害者手帳をお持ちの方	新住所地において、手帳の住所変更手続きをしてください。 《持ち物》 身体障害者手帳 個人番号カードか個人番号通知書 手続きに行く方の本人確認書類 印鑑	特になし
療育手帳をお持ちの方	新住所地において、手帳の住所変更手続きをしてください。	
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	《持ち物》 手帳 個人番号カードか個人番号通知書 手続きに行く方の本人確認書類 印鑑 顔写真（たて4cm×よこ3cm） ※県内の仙台市以外の市町村に住所変更する場合、顔写真は不要です。	
障害児福祉手当受給者	新住所地において、住所変更手続きをしてください。 《持ち物》 印鑑 住民票謄本（世帯全員の住民票の写し） ※大崎地方の3町（色麻町、美里町、涌谷町）以外の市区町村間で住所を変更される場合 個人番号カードか個人番号通知書 手続きに行く方の本人確認書類 通帳（児童本人名義のもの）	大崎地方の3町（色麻町、美里町、涌谷町）以外の市区町村間で住所を変更される場合、旧住所地で手当の住所変更（転出）届を提出してください。 《持ち物》 印鑑

手続きが必要なひと	新住所地での手続き	旧住所地での手続き
障害福祉サービス受給者	※住所変更前に、新住所地の担当窓口へ転入予定のご連絡をお願いします。 新住所地において、住所変更手続きをしてください。 《持ち物》 町県民税課税証明書 個人番号カードか個人番号通知書 手続きに行く方の本人確認書類 印鑑 障害福祉サービス受給者証	※住所変更前に、旧新住所地の担当窓口へ転出のご連絡をお願いします。 1月1日にお住まいの市区町村役場窓口にて町県民税課税証明書（所得額、控除額、扶養人数がわかるもの）の交付を受けてください。



郡内の医療機関・近隣の小児診療の医療機関

一般診療所

地区	医療機関名	所在地	電話番号
中新田	ありまファミリークリニック	加美町字町裏 330-1	63-2230
	伊藤医院	加美町字旧館一番 80-2	63-2025
	大山医院	加美町字北町二番 181-1	63-3054
	菅野眼科医院	加美町字百目木一番 23-2	63-3270
	清宮眼科医院	加美町字大門 50-1	87-4780
	さとう公整形外科	加美町字町裏 212-1	64-2256
	佐々木胃腸科	加美町字西町 48	63-3324
	鈴木内科医院	加美町字旧館一番 17	63-3056
	中新田民主医院	加美町字矢越 345	63-2156
	中新田クリニック	加美町字大門 20	63-7676
	よこやま医院	加美町字西町 78-1	87-5963
小野田	おのだクリニック	加美町字下原 38-3	67-2228
宮崎	鈴木診療所	加美町宮崎字屋敷五番 21-2	68-2121
色麻	公立加美病院	色麻町四竈字杉成 9	66-2500

歯科診療所

地区	医療機関名	所在地	電話番号
中新田	内田歯科クリニック	加美町字町裏九番 12-21	63-3055
	佐澤歯科医院	加美町字南町 57-1	63-3135
	フジワラデンタルオフィス	加美町字西田二番 7-1	63-7306
	つばさ歯科医院	加美町字一本杉 332-3	63-7553
	かんとう歯科クリニック	加美町字南町 111-3	63-3322
小野田	秋元歯科医院	加美町字町屋敷二番 27-2	67-2027
	おがわ歯科医院	加美町字下野目下久保南 3-1	67-6970
宮崎	みちのく 歯科診療所	加美町宮崎屋敷五番 21-3	69-5630
色麻	さくらファミリー歯科医院	色麻町四竈字町西 30-7	65-3422

近隣の小児診療の医療機関

地区	医療機関名	所在地	電話番号
古川	ありま小児科医院	大崎市古川駅南 2 丁目 4-20	22-7070
	大崎西部クリニック	大崎市古川新堀字東田 35	87-3723
	富樫クリニック	大崎市古川大宮 8 丁目 9-15	23-4456
	大崎市民病院	大崎市古川穂波 3 丁目 8-1	23-3311
	古川民主病院	大崎市古川駅東 2 丁目 11-14	23-5521
	まつうら内科小児科クリニック	大崎市古川大宮 1 丁目 1-79	23-5677



医療機関は、基本的に日曜、祝日は休診日となります。

医療機関によっては、水曜または木曜が一日または午後から休診である場合があります。

医療機関によっては、土曜の午前のみ診察している場合があります。

くわしくは、各医療機関に直接お問い合わせください。

★問い合わせ★

保険健康課 健康推進係 TEL 63-7871 FAX 63-7873

子ども夜間安心コール

お子さんが最も良い医療を受けるためには、日ごろから、お子さんの体質や病歴などをよく知る「かかりつけ医」に相談したり、医療体制が整っている昼間の時間帯に受診することが大切です。

「かかりつけ医」を持ち、診療時間内の受診を心がけましょう！

でも…、子どもの病気は突然発症することが多いものです。

「こんなときどうしたらいいか」そんな相談に乗ってくれる窓口が、宮城県こども夜間安心コールです。

宮城県こども夜間安心コール

お子さんの急な発熱・急なケガ、すぐに受診した方がよいのか、様子を見ても大丈夫なのか、迷った時にご相談ください。経験豊富な看護師が、優しくアドバイスしてくれます。

相談時間：毎日午後7時から翌朝午前8時まで

＊プッシュ回線の固定電話、携帯電話からは局番なしで #8000

＊プッシュ回線以外の固定電話、PHS等からは 「022-212-9390」

電話以外での情報提供

夜間や休日などの診療時間外に医療機関を受診するかどうか、判断の目安などを情報提供しています。

みやぎけん こどもの救急ガイドブック

ホームページアドレス <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryuu/shouni04-2.html>

（監修：社団法人宮城県医師会/社団法人日本小児科学会宮城地方会）

こどもの救急ホームページ

ホームページアドレス <http://kodomo-qq.jp/>

（監修：厚生労働省研究班/社団法人日本小児科学会）

厚生労働省 医療情報ネット（ナビイ）

全国の医療機関の所在地や診療科、診療時間などの情報を提供しています。

ホームページアドレス

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>



特別児童扶養手当

対象者

心身に重度又は中度の障害を有する20歳未満の児童を監護されている方

障がいの判定

診断書の内容により障害の判定を受けます。療育手帳（A判定）、身体障害者手帳（1級から3級、4級の一部）をお持ちの場合は、手帳の内容により診断書の提出を省略することができます。

ただし、次のいずれかに該当する場合は手当を受けることができません。

- ① 対象者または対象児童が日本国内に住所を有しないとき。
- ② 対象児童が児童福祉施設等（保育所等の通園施設を除く）をしているとき。
- ③ 対象児童が障害を支給事由とする年金を受給できる（全額支給が停止されている時を除く）とき。

内容

所得審査

所得が限度額を超えていた場合は、手当を受けることができません。所得審査の対象は、請求者本人と同居中の扶養義務者（直系血族、兄弟姉妹、配偶者）です。

所得の申告をしていない方（未申告者）については所得審査ができないため、請求を受付することができませんのでご注意ください。

所得制限限度額表

扶養親族数	対象者	扶養義務者
0人	4,596,000 円	6,287,000 円
1人	4,976,000 円	6,536,000 円
2人	5,356,000 円	6,749,000 円
3人目以降	扶養親族数が1人増えるごとに 380,000 円を加算	扶養親族数が1人 増えるごとに 213,000 円を加算
加算	老人扶養親族 1人につき 100,000 円 特定扶養親族等（16～22歳の扶養親族） 1人につき 250,000 円	老人扶養親族（老人扶養でない扶養親族 がない場合、老人扶養親族数から1人 を除いた人数）1人につき 60,000 円

総所得額から次の額を控除した額について、上記の表により所得審査を行います。

- 給与所得又は公的年金に係る所得がある場合…100,000 円
- 社会保険料控除…一律 80,000 円
- 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除…控除相当額
- 障害者控除、寡婦控除、勤労学生控除…270,000 円
- ひとり親控除…350,000 円
- 特別障害者控除…400,000 円
- 肉用牛の売却による事業所得の免除…免除所得額

手当月額

手当月額は、毎年の消費者物価指数の変動に合わせて改定されます。

令和4年度の金額は下記のとおりです。

- ・特別児童扶養手当1級（重度）該当者 → 52,400 円（令和4年度）
- ・特別児童扶養手当2級（中度）該当者 → 34,900 円（令和4年度）

支払日

認定の請求をした日の属する月の翌月から資格を喪失した日の属する月まで支給され、年3回、4か月分がまとめて支給されます。

4～7月分→8月11日 8～11月分→11月11日 12～3月分→4月11日

支払日は11日で、11日が休日等にあたる場合は直前の休日等でない日に支給されます。

手続き

どこで

手当に係る手続きは加美町で受付しますが、提出された書類はすべて宮城県に送付され、手当の支給も宮城県で行います。

必要なもの

- ◎…必ず準備するもの ○…必要に応じて準備するもの
- ◎ 下記のことが記載されている「こせきとうほん戸籍謄本」
 - ・請求者と対象児童が親子関係であること（一つの戸籍で確認できない場合は、請求者と対象児童のそれぞれの戸籍が必要です）
- ◎ 請求者名義の振込口座通帳の写し
- ◎ 世帯全員のマイナンバー（個人番号）がわかるもの
- 特別児童扶養手当認定診断書
 - ※ 診断書は、特別児童扶養手当専用の様式が、障害種別ごとに準備されています。また、お持ちの手帳の内容により診断書の添付が省略できる場合がありますので、事前にご相談ください。
- 身体障害者手帳、療育手帳

上記書類がそろいましたら、こども家庭課まで手続きにお越しください。

手続きに時間を要する場合がありますので、事前に請求手続きのご予約をお願いします。

請求書に勤務先の名称、所在地、電話番号を記入する欄がありますので、メモをしてお越しください。

更新手続き

毎年8月11日から9月10日までの間に「所得状況届」の提出が義務付けられています。8月初旬に通知が届きますので、通知内容を確認のうえ、9月10日までに忘れずに提出してください。未提出の場合、8月以降分の手当が支給されなくなります。

変更・資格喪失

受給資格者（所得審査によって支給額が0円である方を含む。）になりましたら、氏名、住所、対象児童の状況、振込先口座などに変更が生じた場合は、速やかに変更手続きを済ませてください。

また、「支給対象者」の①～③のいずれかに該当された場合は、早急に子育て支援室までご連絡ください。手当受給中に所得が高い扶養義務者との同居状況に変更が生じた場合も同様です。

「障害認定期間満了届」

障害の程度については、適正を期するため、期間を定めて認定を行います。障害認定期限の2か月前に、診断書（手帳の内容によっては省略可）を添えて「障害認定期間満了届」を提出するよう通知がありますので、期限内に手続きを済ませる必要があります。期限内に提出がなかった場合は、手当の支給が停止されます。

★お問い合わせ★

こども家庭課 TEL 87-8730 FAX 63-7873

障害児福祉手当

対象者

精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方

※ 重度の障害に該当するかどうかは下記お問い合わせ先でご確認ください。

※ すでに障害を理由とする公的年金を受給している場合は、手当の支給対象とはなりません。

内容

所得審査

所得審査の対象は、対象者本人及び本人と同居されているご家族（配偶者・直系血族・兄弟姉妹）全員になります。審査対象者の所得額が制限限度額を超えていた場合は、手当を受けることができません。

所得制限限度額表

扶養親族数	本人	ご家族
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人以上	上記金額に扶養親族1人増えるごとに380,000円を加算	上記金額に扶養親族1人増えるごとに213,000円を加算

手当月額

月額 14,850円（令和4年4月現在）

※ 毎年 of 全国消費者物価指数の変動に合わせて改定されます。

支払日

2～4月分 → 5月10日 5～7月分 → 8月10日
8～10月分 → 11月10日 11～1月分 → 2月10日

※ 支払日が平日でない場合は、直前の平日に支払われます。

手続き

どこで

保健福祉課障害福祉係、小野田福祉センター、宮崎福祉センター

必要なもの

◎…必ず準備するもの

○…必要に応じて準備するもの

- ◎ 障害児福祉手当認定診断書（手続き窓口にありますので、事前に受け取りにお越しください）
- ◎ 世帯全員の住民票の写し（交付申請の際「続柄を入れてください」と職員にお伝えください）
- ◎ 障害児本人名義の預金通帳
- ◎ 印鑑（認め印可）
- ◎ 個人番号カードまたは個人番号通知書
- ◎ 手続きにお越しになる方の本人確認書類
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている場合 → 交付されている手帳すべて
- 対象者が特別児童扶養手当の支給対象児童になっている場合 → 特別児童扶養手当証書（桃色）
- 所得審査の対象となる方のうち、今年の1月1日（1月～6月の間に申請される場合は前年の1月1日）時点で加美町に住所を有していなかった方がいる場合 → 住所を有していなかった方の住民税課税（非課税）証明書
 - ※ 1月1日に住民登録をしていた市区町村長発行の住民税課税（非課税）証明書の提出が必要です。（源泉徴収票は不可）
 - ※ 所得額・控除額・扶養親族数がすべてわかるものを提出してください。

★お問い合わせ★

宮城県北部保健福祉事務所母子・障害第二班	TEL 87-8011	FAX 23-7562
保健福祉課 障害福祉係	TEL 63-7871	FAX 63-7873

障がい児通所サービス支援

対象児童

次のいずれかに該当する就学前の児童

- ① 身体に障がいのある児童
- ② 知的障がいのある児童
- ③ 精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）

※ 手帳の有無を問わず、医師等により療育の必要性が認められた場合も対象となります。

内容

○児童発達支援…発達に遅れや心配のある未就学の児童が通園し、小集団および個別での活動・療育その他必要な支援を行います。

○放課後等デイサービス…障がいのある就学児童（小・中・高校生）が、学校の授業終了後や長期休暇中などに事業所に通い、社会的自立に向けた訓練や社会体験、活動、交流等の支援を行います。

○保育所等訪問支援…発達に遅れや心配のある児童が通う施設（保育所・幼稚園等）を支援員が訪問し、児童が集団生活に適應できるよう専門的なアドバイス等の支援を行います。

手続き

利用までの流れ

- ① 利用を希望される場合、まず町の保健師にご相談ください。
- ② お子さんの状況を確認させていただき、町で利用するために必要な「障害福祉サービス受給者証」を交付します。
- ③ 「障害福祉サービス受給者証」を通所支援事業所へ持参し、利用契約を結びます。

利用料

保護者の方は、以下の料金を事業所に対して支払います。

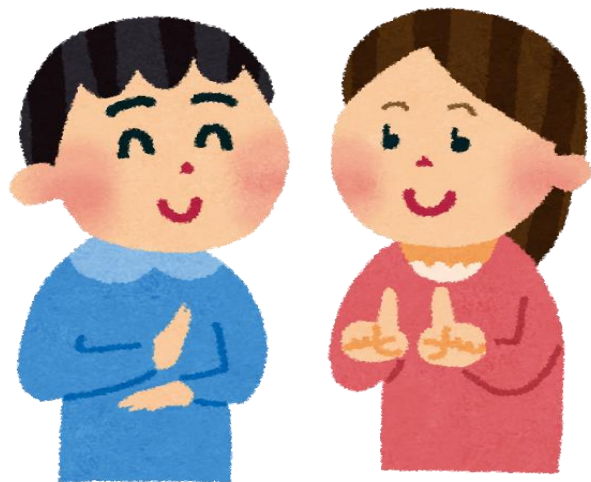
- ① サービス利用料の 1 割
※ 世帯の課税状況により、ひと月の負担上限額が設定されています。サービス利用料の 1 割分とひと月の負担上限額を比較し、低い額を支払います。
- ② 食費等の活動にかかる費用

どこで

保健福祉課障害福祉係、小野田福祉センター、宮崎福祉センター

必要なもの

- ◎…必ず準備するもの ○…必要に応じて準備するもの
- ◎ 印鑑（認印可）
 - ◎ 個人番号カードまたは個人番号通知書
 - ◎ 手続きに行く方の本人確認書類
 - 身体障害者手帳・療育手帳を所持している方
身体障害者手帳・療育手帳
 - 身体障害者手帳・療育手帳を所持していない方
障害を有していると認められる医師の診断書等
 - 特別児童扶養手当・障害児福祉手当等を受給している方
前年（１月～１２月分）の手当額が分かる書類
※ １月から６月までに申請される方は、前々年の手当額となります。
 - 申請する日から２年以内に加美町に転入された方
世帯全員の前住所地で発行された市町村民税課税証明書等
※ １月から６月までに申請される方は、前々年の所得額が分かるものになります。
※ 所得額・控除額・課税額・扶養親族数がすべてわかるものを提出してください。



★お問い合わせ★

保健福祉課 障害福祉係 TEL 63-7871 FAX 63-7873

自立支援医療(育成医療)

身体に障害がある児童（現存の疾患を放置することにより、将来障害を残すと認められる児童を含む。）が、その障害を除去・軽減する治療（手術等）によって確実に治療効果が期待できると認められる場合、医療機関で支払う自己負担額の一部に公費（自立支援医療費）を充て、少ない負担で治療を受けることができます。

加美町では 18 歳に達した後の最初の 3 月 31 日まで「こども医療費助成」を受けることができます。「こども医療費助成」の対象となっている児童については、自立支援医療適用後に発生する自己負担額をこども医療費の助成を受けることになります。

対象者

次の①～⑦による障害を有する満 18 歳に満たない児童

- ① 視覚障害によるもの
- ② 聴覚、平衡機能の障害によるもの
- ③ 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害によるもの
- ④ 肢体不自由によるもの
- ⑤ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓の機能の障害によるもの
- ⑥ 先天性の内臓の機能の障害によるもの（⑤に掲げるものを除く。）
- ⑦ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの

内臓の機能の障害について、内科的治療のみのものは除き、手術により、将来、生活能力を維持できる状態となるものに限りです。

腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法、心臓機能障害に対する心移植術後の抗免疫療法及び肝臓機能障害に対する肝臓移植術後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても対象となります。

内容

自立支援医療は、県が指定した医療機関に限り利用することができ、制度を利用するためにはあらかじめ申請が必要になります。

給付までの流れ

- ① 自立支援医療（育成医療）指定医療機関にて自立支援医療（育成医療）意見書を書いてもらいます。
- ② ①を含む申請に必要なものを準備し、町で申請手続きをしてください。
- ③ 町から保護者の所得に応じた自己負担上限額（月額）が記載された受給者証が交付されます。
- ④ 交付された受給者証を自立支援医療（育成医療）指定医療機関で提示したうえで治療を受けてください。

自己負担額

原則として医療費の 1 割が自己負担額となります。ただし、「世帯」の所得に応じて、ひと月あたりの自己負担上限額が次のとおり定められています。

所得区分	自己負担上限額（月額）
生活保護世帯	0 円
町民税非課税世帯（年収 80 万円以下）	2,500 円
町民税非課税世帯（年収 80 万円超）	5,000 円
町民税課税世帯（所得割 3 万 3 千円未満）	
町民税課税世帯（所得割 2 3 万 5 千円未満）	10,000 円
町民税課税世帯（所得割 2 3 万 5 千円以上）	当面の間「重度かつ継続」の場合のみ 20,000 円
	「重度かつ継続」に該当しない場合は対象外
「重度かつ継続」に該当する方 腎臓機能（人工透析・移植後の抗免疫療法に限る）・小腸機能（中心静脈栄養法に限る）・免疫機能・ 心臓機能（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の方 または医療保険の高額療養費が多数該当している方	

手続き

どこで

保健福祉課障害福祉係、小野田福祉センター、宮崎福祉センター

必要なもの

- ① 自立支援医療（育成医療）意見書（自立支援医療（育成医療）指定医療機関にて作成）
- ② 印鑑（認め印可）
- ③ 障害者本人と保護者の健康保険証
- ④ 保護者が今年の 1 月 1 日（1 月～6 月の間に申請される場合は前年の 1 月 1 日）時点で加美町に住
所を有していなかった場合 → 住民税課税（非課税）証明書
※ 1 月 1 日に住民登録をしていた市区町村長発行の住民税課税（非課税）証明書の提出が必要で
す。（源泉徴収票は不可）
※ 所得額・控除額・扶養親族数がすべてわかるものを提出してください。
- ⑤ 個人番号カードまたは個人番号通知書
- ⑥ 手続きにお越しになる方の本人確認書類

★お問い合わせ★

保健福祉課 障害福祉係 TEL 63-7871 FAX 63-7873

児童扶養手当

対象者

次の①～⑨のいずれかに該当する１８歳到達年度末（児童が一定の障害を有する場合は２０歳到達月）までにある児童を養育している方で、一定の条件を満たしている方

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ④ 父または母が生死不明である児童
- ⑤ 父または母から１年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母がＤＶ防止及び被害者保護に関する法律の規定による保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が１年以上拘禁されている児童
- ⑧ 未婚の母の児童
- ⑨ その他棄児などの児童

※父母がいない場合で、父母以外の者が養育している場合はその養育者が対象者となります

ただし、次の㉗～㉔のいずれかに該当する場合は支給されません。

- ㉗ 児童が国外に居住しているとき
- ㉘ 児童が里親に委託、または児童福祉施設（乳児院など）に入所しているとき
- ㉙ 児童がもう一方の親と生計を同じくしているとき（③の場合を除く）
- ㉚ ひとり親がすでに再婚（事実婚含む）し、ひとり親の新たな配偶者に養育されているとき
- ㉛ 手当請求者が国外に居住しているとき

内容

所得審査

所得に応じて手当月額が変わります。所得が限度額を超えていた場合は、手当を受けることができません。所得審査の対象は、請求者本人と同居中の扶養義務者（直系血族、兄弟姉妹、配偶者）です。所得の申告をしていない方（未申告者）については所得審査ができないため、請求を受付することができませんのでご注意ください。

所得制限限度額表

扶養親族数	ひとり親本人		扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000 円	1,920,000 円	2,360,000 円
1人	870,000 円	2,300,000 円	2,740,000 円
2人目以降	1人増えるごとに 380,000 円加算		
加算	老人扶養 1人につき 100,000 円 特定扶養等（16～22 歳の扶養親族） 1人につき 150,000 円		老人扶養（老人扶養でない扶養親族がない場合、老人扶養数から 1人を除いた人数）1人につき 60,000 円

総所得額に前配偶者（離婚により児童を引き取らなかった親、または未婚で生まれた子を認知した者）から支払われた養育費の 80%の額を加算した額から次の額を控除した額について、上記の表により所得審査を行います。

- 給与所得又は公的年金に係る所得がある場合…100,000 円
- 社会保険料控除…一律 80,000 円
- 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除…控除相当額
- 障害者控除、寡婦控除、勤労学生控除…270,000 円
- ひとり親控除…350,000 円
- 特別障害者控除…400,000 円
- 肉用牛の売却による事業所得による免除…相当額

※ ひとり親本人の所得審査においては、ひとり親に関する控除は 0 円として扱われます。

手当月額

手当額は、毎年の消費者物価指数の変動に合わせて改定されます。
令和 4 年度の金額は下記のとおりです。

区分		令和 4 年度
第 1 子	全部支給	43,070 円
	一部支給	43,060 円～10,160 円
第 2 子	全部支給	10,170 円
	一部支給	10,160 円～5,090 円
第 3 子以降	全部支給	6,100 円
	一部支給	6,090 円～3,050 円

支払日

認定の請求をした日の属する月の翌月から資格を喪失した日の属する月まで支給され、毎年1月、3月、5月、7月、9月及び11月の奇数月にそれぞれ前月までの分が支給されます。

支払日は11日で、11日が休日等にあたる場合は直前の休日等でない日に支給されます。

手続き

どこで

手当に係る手続きは加美町で受付しますが、提出された書類はすべて宮城県に送付され、手当の支給も宮城県で行います。

必要なもの

◎…必ず準備するもの ○…必要に応じて準備するもの

◎ 下記のことが記載されている「こせきとうほん戸籍謄本」

- ・離婚日や死亡日等の請求事由発生日（請求理由が未婚等の場合は不要です）
- ・請求者と対象児童が親子関係であること（一つの戸籍で確認できない場合は、請求者と対象児童のそれぞれの戸籍が必要です）

※戸籍に離婚の記載がされるまで時間がかかる場合は事前にご相談ください。

- ◎ 請求者名義の振込口座通帳の写し
- ◎ 世帯全員のマイナンバー（個人番号）がわかるもの
- 年金証書や年金裁定通知書等（請求者及び対象児童が遺族年金等の年金を受給している場合必要）
- 診断書等（父または母が障害の状態であることを理由に請求する場合必要）
- 申立書（別居監護している場合や同居人がいる場合等に必要）

上記書類がそろいましたら、請求者ご本人が子育て支援室まで手続きにお越しください。

手続きに時間を要する場合がありますので、事前に請求手続きのご予約をお願いします。

請求書に勤務先の名称、所在地、電話番号を記入する欄がありますので、メモをしてお越しください。

更新手続き

毎年8月に「現況届」の提出が義務付けられています。7月下旬に通知が届きますので、通知内容を確認のうえ、忘れずに現況届を提出してください。未提出の場合、11月以降分の手当が支給されなくなります。

変更・資格喪失

受給資格者（所得審査によって支給額が0円である方を含む。）になった後に下記のような変更が生じた場合は、速やかにこども家庭課までご連絡ください。

- ★① 受給者が事実婚を開始したとき
- ★② 新たに年金（障害年金や遺族年金、老齢年金等）の受給手続きを開始した場合（年金を受給してからではなく、受給する意志や手続きを開始する時点でご相談ください。）
- ★③ 所得の高い扶養義務者と同居または別居するようになった場合
 - ④ 受給者の氏名や住所、振込先口座等の基本情報に変更が生じた場合
 - ⑤ 対象児童の養育状況に変更があった場合
 - ⑥ 手当の「対象者」の㊦～㊨のいずれかに該当した場合
 - ⑦ 上記の他、手当の受給に関する事で変更があった場合

★①～③については特にご注意ください。内容によって手当額の変更や停止、過払い金が発生している場合はさかのぼって返還していただくことになります。偽りや不正な方法で手当を受けていた場合は、処罰されることもあります。

「一部支給停止適用除外事由届出書」

次の①と②のうち、いずれか早い方を経過した時点（ただし、3歳未満の児童を監護している場合は、その児童の3歳到達月の翌月の初日から5年を経過した時点）で、理由もなく就業していない場合は手当の半額が減額されます。

- ① 手当の支給開始月の初日から5年
- ② 手当が支給されるための条件に該当した月の初日から7年

次の①から⑤のいずれかに該当している場合、「一部支給停止適用除外事由届出書」を提出することで減額前の手当を受けることができます。ご案内が届きましたら、関係書類を準備のうえ、現況届とあわせて提出してください。

- ① 働いている場合
- ② 働いていなくても、いずれ働くために公的機関で求職活動などを行っている場合
- ③ 身体上または精神上的の障害がある場合
- ④ ケガまたは病気で働くことが難しい場合
- ⑤ 親族が障害、ケガ、病気、要介護状態等にあり、その親族を自分自身が介護する必要があり、働くことが難しい場合

★お問い合わせ★

こども家庭課 TEL 87-8730 FAX 63-7873

母子・父子家庭医療費助成

対象者

- 18歳到達後、最初の3月31日までにある児童を養育している母子家庭の母及び父子家庭の父（配偶者が重度障がいがある場合や拘禁中である場合も含む。）
- 父母のない児童の養育者で配偶者がいない者

ただし、次の場合は助成を受けることができません。

- 生活保護を受けているとき
- 児童が福祉施設（通所の場合を除く）へ入所しているとき
- 申請者または扶養義務者（申請者と同居している直系親族と兄弟姉妹）の所得が、所得制限限度額を超えているとき

＜所得制限限度額表＞

所得税法に規定 する扶養親族	所得制限限度額	
	母子家庭の母または父子家庭の父	父母のない児童の養育者または扶養義務者
0人	1,540,000 円	2,360,000 円
1人	1,920,000 円	2,740,000 円
2人	2,300,000 円	3,120,000 円
以降扶養親族 1 人増えるごとに 38 万円を加算	老人扶養 1 人につき 10 万円を加算 特定扶養及び 19 歳未満の控除対象 扶養親族 1 人につき 15 万円を加算	老人扶養 1 人につき 6 万円、ただし老人扶養 親族のほかに扶養親族がないときは老人扶 養親族のうち 1 人を除いた老人扶養親族 1 人 につき 6 万円を加算

総所得額から次の額を控除した額について、上記の表により所得審査を行います。

- 社会保険料控除…一律 80,000 円
- 雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除…控除相当額
- 障害者控除、寡婦控除、勤労学生控除…270,000 円
- 特別障害者控除…400,000 円
- ひとり親控除…350,000 円
- 肉用牛売却による事業所得に係る県民税免除相当額…免除所得額

児童への医療費助成

加美町では、18歳到達後、最初の3月31日までにある児童を対象に「子ども医療費助成」を実施しています。ひとり親家庭の児童や父母のない児童についても「子ども医療費助成」を受けてください。

内容

助成額

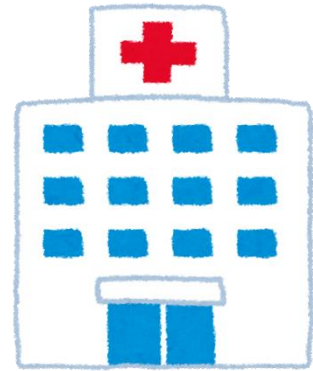
健康保険が適用される医療費が助成対象になります。ただし、入院時食事療養費及び入院時生活療養費は助成対象外となります。

1 か月あたり 1 つの医療機関（総合病院は診療科目ごと）で支払った自己負担額について、外来の場合は 1,000 円、入院の場合は 2,000 円を超えた額が助成されます。

公費や健康保険者からの給付を受けることができる場合は、その額を差し引いた額が助成されます。

助成金を受け取る方法

- ① 医療機関等（病院・薬局）にかかった際、医療機関窓口に「母子・父子家庭医療費助成申請書」（A4 水色）を提出してください。提出は、1 か月あたり 1 枚で結構です。
- ② 受診の際は、自己負担額を全額お支払いください。
- ③ 診療月のおよそ 3 か月後に指定口座に助成金が送金されます。



「母子・父子家庭医療費助成申請書」は、受給者証と一緒にお渡しします。残枚数が少なくなりましたら、こども家庭課、小野田福祉センター、宮崎福祉センターにてお受け取りください。

注意事項

- ① 総合病院で同月内に複数の診療科で受診した場合は、診療科目ごとにそれぞれ 1 枚ずつ助成申請書を提出して下さい。
- ② 同じ医療機関において同月内に外来と入院があった場合には、それぞれ外来分 1 枚、入院分 1 枚、助成申請書を提出して下さい。
- ③ 宮城県外で受診した場合は、受診した医療機関等が発行した領収書（診療明細書）をご持参のうえ、子育て支援室にて助成申請手続きを行って下さい。

手続き

医療費助成受給資格の登録手続きを済ませてください。登録が完了すると『母子・父子家庭医療費受給者証』が交付されます。

どこで

こども家庭課

必要なもの

- 健康保険証（申請者及び児童が加入している健康保険証）
- 印鑑（認印可）
- 申請者名義の普通預金口座通帳
- 戸籍謄本（申請者及び児童が記載されているもの）※児童扶養手当を同時に請求する場合は不要です。）
- ※マイナンバー利用による情報連携で保護者の所得情報を確認します。情報連携ができない場合は、医療費助成用所得証明書が必要となる場合があります。
※今年（1月から9月の間に申請する場合は前年）1月1日に加美町に住所を有していた場合は不要です。
- 世帯全員の個人番号カード又は個人番号通知書

変更届

次のようなときは、届出が必要です。受給者証、健康保険証、印鑑等をご持参の上、こども家庭課または各支所住民生活係ですみやかに手続きを済ませて下さい。

受給資格変更届

- 氏名や住所が変わったとき
- 加入している健康保険が変わったとき
- 振込先の口座を変えたいとき
- 同居親族に異動があったとき

受給者証返納届

- 加美町から転出するとき
- 死亡したとき
- 生活保護が開始したとき
- 母子家庭の母または父子家庭の父が婚姻したとき（事実婚も含む）
- 対象児童が福祉施設（通所の場合を除く）へ入所したとき
- 父母のいない児童が父母に養育されるようになったとき

受給者証再交付申請

- 受給者証を紛失・破損したとき

更新手続き

10月1日から翌年9月30日までを1年度とし、毎年9月末に更新手続きを行います。手続きを済ませなかった場合は、10月以降の助成が受けられなくなります。更新のご案内が届きましたら、忘れずに手続きを済ませてください。

児童扶養手当を受けている方のうち、8月末までに児童扶養手当現況届を提出された方で、健康保険の加入状況が確認できている方については、自動更新になります。



★お問い合わせ★

こども家庭課 TEL 87-8730 FAX 63-7873

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

貸付対象

- 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦
- 母子家庭の母が扶養する児童、父子家庭の父が扶養する児童
- 父母のない児童
- 母子・父子福祉団体

貸付の種類

- 事業開始資金
母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦又は母子・父子福祉団体が、事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金が対象となります。
- 事業継続資金
母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦又は母子・父子福祉団体が、現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金が対象となります。
- 修学資金
母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が扶養する児童、父母のない児童が高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金が対象となります。
- 技能習得資金
母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が、自ら事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金が対象となります。
- 修業資金
母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が扶養する児童、父母のない児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金が対象となります。
- 就職支度資金
母子家庭の母子、父子家庭の父子、寡婦、父母のない児童が就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金が対象となります。
- 医療介護資金
母子家庭の母子、父子家庭の父子、寡婦が、医療又は介護を受けるために必要な資金が対象となります。
- 生活資金
母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない（7年未満）者の生活を安定、継続する間（生活安定期間）又は失業中の生活を安定、継続するのに必要な生活補給資金が対象となります。
- 住宅資金
母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金が対象となります。

- 転宅資金
母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金が対象となります。
- 就学支度資金
母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が扶養する児童、父母のない児童が、就学、修業するために必要な被覆等の購入に必要な資金が対象となります。
- 結婚資金
母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が扶養する児童の婚姻に際し必要な資金が対象となります。

貸付利率

- 修学資金、修業資金、児童の就職支度資金、就学支度資金の貸付は無利子
- 上記以外の貸付は、保証人有の場合は無利子。保証人無の場合は年利1.0%

手続き

貸付限度額、貸付期間など詳しい手続きについては、下記までご相談ください。

★お問い合わせ★

宮城県北部保健福祉事務所 母子・障害班第一班 TEL 91-0712 FAX 22-9449
(大崎市古川旭4丁目1-1)

ひとり親のための就労支援

宮城県母子・父子家庭等就業・自立支援センター（職業紹介所）

宮城県内にお住まいの母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行っています。



就業支援事業・就業情報提供事業

母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業の適正、就業への意欲形成、職業訓練の必要性などを把握し、求人等の情報提供等適切な指導及び助言を行っています。

また、職業支援バンクを開設し、希望する雇用条件等を登録し、希望に応じた求人情報を登録された方に適宜提供しています。

相談時間：午前9時から午後5時まで（火・土曜日、祝日、年末年始を除く）

就職・転職支援セミナー

就業準備・離転職に関するセミナーを開催しています。セミナー受講中は、託児を利用することも可能です。内容や申込み方法については、宮城県母子福祉連合会のホームページ等でお知らせしています。

ひとり親家庭等就業支援講習会

就労に必要な知識・技能の資格取得を目指した講習会が開催されます。受講料は無料ですが、教材費や検定料等は実費負担となります。

（講習内容：介護職員初任者研修、マイクロソフトワード、マイクロソフトエクセル）

講習会受講中は託児を行っています。（3歳から小学3年生まで）内容や申込み方法については、宮城県母子連合会のホームページ等でお知らせしています。



★お問い合わせ★

財団法人宮城県母子福祉連合会 宮城県母子・父子家庭等就業・自立支援センター
〒983-0832 仙台市宮城野区安養寺3丁目7-3 宮城県母子・父子福祉センター内
TEL：022-295-0013 FAX：022-256-6512
Email：miyagi-boren@r6.dion.ne.jp
ホームページ：http://miyagiboren.fem.jp/
【休館日】火曜日 土曜日 祝日 年末年始

ひとり親家庭の自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母、父子家庭の父が就職のために一定の教育訓練を受講した場合に、その費用の一部が支給されます。

対象者

宮城県内にお住まいの母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の要件を満たす方

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にあること。
- ② 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること。
- ③ 原則として、過去に自立支援教育訓練給付金等の教育訓練給付を受けていないこと。

対象講座

厚生労働大臣指定教育訓練講座で、パソコン関係、語学関係、社会福祉・保健衛生関係などの講座です。ハローワークや厚生労働省ホームページからご確認ください。

支給額

本人が支払った費用の60%に相当する額で上限額は20万円です。

専門実践教育訓練給付金の指定口座の場合は、修業年数×20万円となり、上限額は80万円です。

60%の額が12千円以下のときは対象外です。

雇用保険法等の規定による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給を受けた方は、当該教育訓練給付金との差額を支給します。

手続き

- ① 対象講座の指定申請

受講を開始する前に宮城県北部保健福祉事務所において事前相談を受けてください。

- ② 給付金の支給申請

指定を受けた講座が修了した場合は、必要書類を添えて支給申請書を宮城県北部保健福祉事務所へ提出してください。審査の上、支給の可否が決定されます。

必要書類一覧（◎は必ず提出するもの、○は省略可能なもの）

必要書類	指定申請	支給申請
申請者と児童の戸籍謄本又は抄本	◎	○
申請者と児童の世帯全員の住民票の写し	◎	○
申請者の児童扶養手当証書の写し又は所得証明書	◎	○
受講対象講座指定通知書	-	◎
教育訓練修了証明書	-	◎
教育訓練施設の長が発行した、教育訓練経費の領収書	-	◎
納税証明書（県税に未納がないことを証するもの）	◎	○
暴力団排除に関する誓約書	◎	○
地方税情報取得に関する同意書	◎	◎

上記のほかに、マイナンバー（個人番号）がわかるものが必要となります。

ひとり親家庭の高等職業訓練促進給付金・貸付金

一定の専門的な資格を取得するために、母子家庭の母、父子家庭の父が1年以上養成機関で修業する場合に、その一定期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、訓練終了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

対象者

宮城県内にお住まいの母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の要件を満たす方

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にあること。
- ② 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。
- ③ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- ④ 原則として、過去に訓練促進給付金又は修了支援給付金それぞれの支給を受けていないこと。

対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、鍼灸師、歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、その他知事が定める資格 など

支給対象期間

- ① 訓練促進給付金
修業期間（カリキュラム期間）の全期間（上限4年）が支給対象期間となります。
※4年の場合、資格取得に4年以上の課程の履修が必要となる場合に限りです。
- ② 修了支援給付金
養成機関の修了日を経過した日以後に支給されます。

支給額

給付金	町民税課税区分（世帯）	支給額
訓練促進給付金	非課税	月額 100,000 円
	課税	月額 70,500 円
修了支援給付金	非課税	50,000 円
	課税	25,000 円

修業期間の最後の12か月間は、4万円が増額されます。

手続き

- ① 訓練促進給付金
支給申請書に必要書類を添えて宮城県北部保健福祉事務所へ提出して下さい。審査の上、支給の可否が決定されます。

② 修了支援給付金

養成機関の修了日を経過した日から30日以内に、支給申請書に必要書類を添えて宮城県北部保健福祉事務所へ提出して下さい。審査の上、支給の可否が決定されます。

必要書類一覧

必要な書類	訓練促進給付金	修了支援給付金
申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本	○	○
申請者及び児童の世帯全員の住民票の写し	○	○
申請者の児童扶養手当証書の写し又は所得証明書	○	○
町民税の納税証明書又は非課税証明書	○	○
養成機関の長が発行する入校（入所）証明書	○	-
養成機関の長が発行する単位取得証明書	○	-
養成機関の長が発行する修了証明書の写し	-	○
納税証明書（県税に未納がないことを証するもの）	○	○
暴力団排除に関する誓約書	○	○
地方税情報に関する同意書	○	○

上記のほかにマイナンバー（個人番号）がわかるものが必要になります。



★お問い合わせ★

宮城県北部保健福祉事務所 母子・障害班第一班 （大崎市古川旭4丁目1-1）
TEL 91-0712 FAX 22-9449

離婚・養育費に関する相談

親が離婚に直面しているとき、親自身だけではなく、お子さんも大きな不安に包まれています。ときとして、いつもと違う様子や体調不良になって現れることもあります。離婚を前にいろいろ悩まれている中ではありますが、お子さんの体のこと、心のことを決して忘れないでください。

そして、できることならば、これからの居住のこと、家計のことなど、離婚後すぐに生じる現実について、冷静にじっくり話し合いを進めましょう。

離婚にともなうお悩み相談窓口

養育費相談支援センター

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2 丁目 29 番 19 号 KT ビル 10 階

【電話相談】

平日（水曜日を除く）：午前 10 時～午後 8 時 水曜日：午後 0 時～午後 10 時

土曜日・祝日：午前 10 時～午後 6 時

TEL 03-3980-4108 （ご希望により、電話のかけ直しが可能です。）

0120-965-419 （携帯電話と PHS は使えません。）

【メール相談】

アドレス info@youikuhi.or.jp

法テラス宮城

〒980-0811 仙台市青葉区一番町 3 丁目 6 番 1 号 一番町平和ビル 6 階

【相談】

月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 ※事前に電話による予約が必要です。

TEL 050-3383-5538（受付時間 平日 午前 9 時～午後 5 時）

宮城県北部保健福祉事務所

※「母子自立支援員」が配置されており、ひとり親家庭の相談・支援を行っています。

〒989-6117 大崎市古川旭 4 丁目 1-1

TEL 91-0712 FAX 22-9449

児童虐待とはどんなこと？

「しつけ」と「虐待」は違います。

「しつけ」と称し、子どもを体罰や言葉で無理やり従わせる行為は「子どもが耐え難い苦痛を感じることで」、それは虐待になります。保護者が子どものためだと考えていても、子どもの心身の発達が阻害されることは、いかなる理由でも正当化されません。

身体的虐待

子どもの体に外傷が生じるような暴行を加えること。

- 殴る、蹴る
- 投げ落とす
- 首を絞める
- 激しく揺さぶる
- やけどを負わせる
- 部屋に監禁するなど

ネグレクト（保護の怠慢・放棄）

子どもの心身の正常な発達を妨げる安全や健康を阻害する行為、保護者としての監護を怠ること。

- 適切な食事を与えない
- 極端に不潔な環境で生活させる
- 家に閉じ込めるなど
- 病気でも病院に連れて行かない

性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、またはさせること。

- 子どもへの性交
- 性的行為の強要や性器を触るまたは触らせる
- 性行為を見せるなど

心理的虐待

子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- 言葉による脅し
- 無視する
- 拒否する態度
- 兄弟間での差別
- 心を傷つけることを繰り返し言う
- 子どもの目の前で配偶者に対する暴力・暴言など

★お問い合わせ★

こども家庭センター TEL 87-8720 FAX 63-7873

児童虐待を発見したら

「虐待かな？」と感じたら…

「虐待じゃないか」と思うことを目にしたらどうしますか？ 「間違っていたら責任問題になるのでは？」「恨まれたらどうしよう。」などと考えて、言い出せない人も多いでしょう。

どうせ人ごと…、関わりたくない…という意識は捨てましょう。

子どもがひどい状況に置かれているかもしれません。子どもは、ほとんどの場合、自分から助けを求めることができません。虐待は、子どもの心とからだの発達に重大な影響を与えます。

子どもを危険から守るため、「虐待かな？」と感じたら、速やかに、児童相談所、保健福祉事務所、子育て支援室、民生児童委員などに相談してください。

皆さんからのご連絡がとても大切です！ あなたが、ぜひ行動を起こしてください。

事実を目で確認していなくても、匿名で通告することができます。また、通告した人の情報は必ず守られます。結果として虐待でなかったとしても責められることはありません。

疑わしい場合のチェック項目

虐待の疑いを感じた時は、以下のチェック項目を参考にしてください。

子どもの様子

- 不自然な傷が多い（顔や腕、足にあざが多くある）
- 夜遅くまで遊んでいたりと、子どもだけで夜を過ごしている
- 身体、衣服が非常に不潔である
- 緊張している
- 体重、身長が年齢のわりに小さい
- 年齢のわりに性的興味、関心、言動が強い
- 表情が無い、またはこわばったり怯えたりしている
- 親と視線をほとんどあわせない

保護者の様子

- 病気やケガの状態がよくないのに病院に連れて行かない
- 働く意思がない
- アルコールを飲んで暴れることが多い
- きちんと養育していない（食事をさせていないなど）
- 自分の思いどおりにならないと体罰を加える
- 近所の人との関わりを避ける

『もしかして』あなたが救う 小さな手



連絡は匿名で行うことも可能です。

連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

全国共通ダイヤル

0570-064-000

★お問い合わせ★

宮城県北部児童相談所	TEL 22-0030	FAX 22-0029
宮城県北部保健福祉事務所	TEL 91-0707	FAX 22-9449
こども家庭センター	TEL 87-8720	FAX 63-7873

児童虐待をしてしまいそうになったとき

多くのお母さんやお父さんは、子どもを愛しみ育てたいと思っているでしょう。でも、子どもへの虐待は起こります。なぜなのでしょう？

虐待を引き起こす要因

虐待の背景は複雑で、親や養育者が抱える事情がいくつも重なって起こります。要因には、次のようなことがあります。

- 育児に不安がある
- 孤立した子育て
- 夫が育児に協力してくれない
- 親自身が自分の親との葛藤を抱えている
- 夫婦の仲が良くない
- ストレスを感じている
- 経済的に苦しい
- アルコール依存症 など



子育てに悩みや不安を感じたら

子育てに不安を感じたら、誰かに相談しましょう。育児の悩みがつのると、子どもへの虐待につながってしまうこともあります。思い詰めてしまう前に、育児の相談をしたり、お母さん同士で交流することで、悩みが軽減されたり、解決の糸口がつかめることもあります。

電話相談

子育てしていて、つらいことはありませんか？ひとりで苦しみ、悩みを抱えていないで、電話相談してみませんか？

相談先	電話番号	利用時間
子どもの虐待防止ホットライン	06-6646-0088	午前11時～午後4時 土日祝日等を除く
宮城県北部児童相談所	22-0030	午前8時30分～午後5時15分 土日祝日等を除く
こども虐待防止ネットワーク・みやぎ 「キャブネット・みやぎ」	022-265-8866	午前10時～午後1時 日祝日等を除く
こども家庭センター	87-8720	午前8時30分～午後5時15分 土日祝日等を除く

仲間づくり

お母さん同士の交流を図り、楽しんで子育てができるよう、子育て支援センターがお手伝いします。

施設名	電話番号
中新田子育て支援センター「NOVAの杜」	87-8261
小野田地区子育て支援広場「はっぴいぼけっと」	67-2178
宮崎地区子育て支援広場「げんきっこ」	69-6535

虐待してしまいそうになったら

子どもを虐待しそうになってしまったら、すぐにできる次の対処法を思い出してください。気持ちを落ち着かせて、冷静になることが大切です。そして自分だけで想いを抱え込まずに、電話相談するなど、助けを求めてください。

気持ちが穏やかなときに、下の3つの方法を確認しておきましょう。

- 子どもから離れて部屋の外に出てみましょう
- 大きく深呼吸してみましょう
- 上げた手で受話器をもって、専門家や友人に電話相談しましょう



★お問い合わせ★

宮城県北部児童相談所
こども家庭センター

TEL 22-0030
TEL 87-8720

FAX 22-0029
FAX 63-7873

加美町・近隣市町学校等一覧

	学 校 名	電話番号	郵便番号	所在地	備考
加美町 小中学校	中新田小学校	0229-63-2038	981-4252	加美町字西田四番7-1	町立
	広原小学校	0229-63-2575	981-4211	加美町上狼塚字東北原12-1	町立
	鳴瀬小学校	0229-63-2055	981-4221	加美町字四日市場字舟橋250	町立
	東小野田小学校	0229-67-2030	981-4332	加美町南寺宿45	町立
	西小野田小学校	0229-67-2121	981-4374	加美町字上野目高畑5	町立
	鹿原小学校	0229-67-2065	981-4355	加美町字鹿原水堀3-1	町立
	宮崎小学校	0229-69-5019	981-4401	加美町宮崎字屋敷一番6-2	町立
	賀美石小学校	0229-69-2329	981-4413	加美町鳥屋ヶ崎字神明127	町立
	中新田中学校	0229-63-2278	981-4262	加美町字一本杉12	町立
	鳴峰中学校	0229-67-7100	981-4341	加美町字中原23-41	町立
加美町 未就学児施設	NOVAバイリンガル加美中新田保育園	0229-87-8261	981-4263	加美町字雁原27-5	町立
	認定こども園おのだ園 幼稚園部	0229-67-3221	981-4337	加美町字長檀26-3	町立
	認定こども園おのだ園 保育園部	0229-67-2178	981-4341	加美町字中原南168	町立
	認定こども園みやざき園（幼・保共通）	0229-69-6535	981-4401	加美町宮崎字屋敷一番6-2	町立
	えがおのはなさく みんなのほいくえん	0229-25-8746	981-4253	加美町字大門三番57番地1	私立
	ちいさなもりのほいくえん	0229-25-8746	981-4253	加美町字大門三番57番地1	私立
	みんなのほいくえん ハッピーベース	0229-25-8746	981-4253	加美町字大門三番57番地1	私立
	中新田幼稚園・なかよしこども園	0229-63-3508	981-4261	加美町字町裏451番地1	私立
	小嶋幼稚園	0229-63-6391	981-4265	加美町字矢越405	私立
加美郡・大崎市 高等学校	宮城県古川高等学校	0229-22-3034	989-6155	大崎市古川南町2丁目3-17	県立
	宮城県古川黎明高等学校	0229-22-3148	989-6175	大崎市古川諏訪1丁目4-26	県立・中高併設
	宮城県岩出山高等学校	0229-72-1110	989-6437	大崎市岩出山字城山2	県立
	宮城県中新田高等学校	0229-63-3022	981-4294	加美町字一本柳南28	県立
	宮城県松山高等学校	0229-55-2313	987-1304	大崎市松山千石字松山1-1	県立
	宮城県加美農業高等学校	0229-65-3900	981-4111	色麻町黒沢字北條152	県立
	宮城県古川工業高等学校	0229-22-3166	989-6171	大崎市古川北町4丁目7-1	県立
	宮城県鹿島台商業高等学校	0229-56-2664	989-4104	大崎市鹿島台広長字壺師前44	県立
	古川学園高等学校	0229-22-2545	989-6143	大崎市古川中里6丁目2-8	私立・中高併設
	大崎中央高等学校	0229-22-2030	989-6105	大崎市古川福沼1丁目27-1	私立
大崎市 定時制高等学校	宮城県古川工業高等学校 定時制	0229-22-3166	989-6171	大崎市古川北町4丁目7-1	県立
	宮城県田尻さくら高等学校	0229-39-1051	989-4308	大崎市田尻沼部字中新堀137	県立
大崎管内 特別支援学校	宮城県立古川支援学校	0229-26-2338	989-6203	大崎市古川飯川字熊野87	県立
	宮城県立聴覚支援学校小牛田校	0229-32-2110	987-0005	美里町北浦字船入1	県立
	宮城県立支援学校小牛田高等学園	0229-32-2112	987-0005	美里町北浦字船入1	県立
障害幼児療育	大崎広域ほなみ園	0229-53-2050	989-6322	大崎市三本木南谷地字要害336-1	事務組合設立

子育て関係機関一覧

	名称	電話番号	郵便番号	所在地
加美町	総務課	0229-63-3111	981-4292	加美町字西田三番5
	町民課	0229-63-3112		
	税務課	0229-63-3114		
	会計課	0229-63-5411		
	上下水道課	0229-63-3954 0229-63-3163	981-4264	加美町字赤塚522
	高齢障がい福祉課（福祉係）	0229-63-7870	981-4252	加美町字西田四番7-1
	高齢障がい福祉課（障がい福祉係・高齢者福祉係）	0229-63-7872		
	保険健康課（保険給付係・健康推進係）	0229-63-7871		
	こども家庭課	0229-87-8730		
	こども家庭センター	0229-87-8020		
	中新田子育て支援センター「ひなたぼっこ」	080-1652-6293	981-4263	加美町字雁原27-5
	おのだひがし園子育て支援広場「はっぴいぼけっと」	0229-67-2178	981-4341	加美町字中原南168
	みやざき園子育て支援広場「げんきっこ」	0229-69-6535	981-4401	加美町宮崎字屋敷一番6-2
	中新田児童館	0229-63-7655	981-4253	加美町字大門176
	小野田支所	0229-67-2111	981-4392	加美町字長檀75-2
	宮崎支所	0229-69-5111	981-4401	加美町宮崎字屋敷一番52-4
	教育総務課	0229-69-5112		
	生涯学習課	0229-69-5113		
	中新田福祉センター	0229-63-3600	981-4261	加美町字町裏320
	小野田福祉センター	0229-67-5100	981-4341	加美町字中原南112
	宮崎福祉センター	0229-69-5636	981-4401	加美町宮崎字屋敷七番45-1
宮城県	加美警察署	0229-63-2311	981-4261	加美町字町裏103-1
	宮城県北部児童相談所	0229-22-0030	989-6161	大崎市古川駅南2丁目4-3
	宮城県北部保健福祉事務所（母子・障害第一班）	0229-91-0712	989-6117	大崎市古川旭4丁目1-1
	宮城県ひきこもり地域支援センター	0229-23-0024	989-6117	大崎市古川旭5丁目7-20
	宮城県子ども総合センター（代表）	022-784-3580	981-1217	名取市美田園2丁目1-4
	宮城県総合教育センター（代表）	022-784-3541		
その他の機関	仙台家庭裁判所古川支部	0229-22-1694	989-6161	大崎市古川駅南2丁目9-46
	古川公証役場	0229-22-2332	989-6162	大崎市古川駅前大通2丁目6-16 古川土地ビル3階
	宮城県母子福祉連合会	022-295-0013	983-0832	仙台市宮城野区安養寺3丁目7-3
相談窓口	加美町こども家庭センター	0229-87-8020	981-4252	加美町字西田四番7-1
	宮城県北部児童相談所	0229-22-0030	989-6161	大崎市古川駅南2丁目4-3
	子どもの教育相談	022-213-8341	—	—
	いじめ110番	022-221-7867	—	—
	少年相談電話	022-222-4970	—	—
	子どもの人権110番	0120-007-110 022-225-6070	—	—
	こども虐待防止ネットワーク・みやぎ「キャブネットみやぎ」	022-265-8866	—	—
	チャイルドラインみやぎ	022-279-7210	—	—
	宮城県子ども夜間安心コール	#8000 022-212-9390	—	—
	法テラス宮城	0570-078369 050-3383-5535	—	—

加美町
子育てマップ

【公共施設】
加美町役場 ☎63-3111
小野田支所 ☎67-2111
宮崎支所 ☎69-5111



宮崎生涯学習センター
特別養護老人ホーム
総合体育館
(陶芸の里
スポーツ公園)
ゆーらんど
方面
宮崎福祉センター
(ほんわかん)
JA

加美町立認定こども園
みやざき
みやざき園子育て支援広場
びんきつこ
加美町役場
宮崎交差点
宮崎小学校
清流公園
アスレチック遊具
中の島公園
一の沢公園
・東屋
宮崎中学校
宮崎駐在所
屋敷公園

新田方面

賀美石地区公民館

賀美石小学校
(放課後こども教室)

賀美石幼稚園

オノ神公園

賀美駅在所

至鳴子

457

広原研修センター
(広原放課後児童クラブ)

⊗ 広原小学校

青風園 ● ● 菜切谷公園
WC

中新田図書館
中新田児童館
(きた放課後児童クラブ)

12 11

至小野田地区
宮崎地区

347

ちいさいなもりのほいくえん
えがおのはなさくみんがのほいくえん

小鳩幼稚園

中新田福祉センター

中新田保育所
中新田子育て支援センター
“ひなたぼっこ”

13 19 16 18

加美町役場

保健福祉課
子育て支援室

中新田小学校

中新田幼稚園
なかよしこども園

⊗ 中新田中学校
● 中新田体育館
● バッハホール

公民館

あゆの里公園
WC

中新田高等学校

みなみ児童館
(みなみ放課後児童クラブ)

5

14 8 20 22

加美警察署

鳴瀬小学校 ⊗

鳴瀬公民館
(鳴瀬放課後児童クラブ)

鳴瀬駐在所 ●

457

鳴瀬川

至仙台

加美消防署

緑地広場

陶芸の里
ぶるざと陶芸館

陶芸の里
ゆーらんど

旭地区公民館

旭小学校

やくらい ハイツ

やくらい ガーデン

やくらい ファーム

やくらい コテージ

山村ふれあい公園

やくらい ウォーターパーク

山の幸センター

総合交流ターミナル施設 (『ふな林』)

やくらい 土産センター

やくらい 薬師の湯

やくらい 林泉館 都呂館

大滝農村公園

西小野田地区
公民館

小野田
保健センター
(西小野田健康交流プラザ)

加美町立認定こども園
おのだにし園 (幼稚園)

小野田西部
デイサービス
センター

加美町立認定こども園
おのだにし園 (保育園)

おのだにし園 子育て支援広場
「やぶらいつこ」

西小野田小学校

347

Map of the area around Higashi-Ogino Junior High School (小野田中学校). The map shows the following locations and facilities:

- 小野田中学校 (Higashi-Ogino Junior High School)
- 小野田福祉センター (Higashi-Ogino Welfare Center)
- 加美町立認定こども園 (加美町立認定こども園)
- おのだひがし園 (保育園) (Onodahigashi Garden (Nursery))
- おのだひがし園子育て支援広場 (はっぴいほけつ) (Onodahigashi Garden Child-rearing Support Plaza (Happy Hoke))
- 小野田体育館 (小野田体育館 (故課後児童クラブ)) (Onodata Sports Gymnasium (Former After-school Children's Club))
- 加美町立認定こども園 (加美町立認定こども園)
- おのだひがし園 (幼稚園) (Onodahigashi Garden (Kindergarten))
- 小野田役場 (Onodata City Office)
- 小野田支所 (Onodata Branch Office)
- JA (Japan Agricultural Cooperatives)
- 至尾花沢 (Shiwa)
- 小野田 駐在所 (Onodata Post Office)
- 東小野田小学校 (Higashi-Onodata Elementary School)
- 至宮崎 (Shiomiya)
- 下野目河川敷公園 (Shinomori Riverbank Park)
- 鳴瀬川 (Narase River)
- 至色麻町 (Shiroma)

- | | | | |
|-----------------|----------|--------------|----------|
| ①ありふまファミリークリニック | ☎63-2230 | ⑤秋元歯科医院 | ☎67-2027 |
| ②伊藤医院 | ☎63-2025 | ⑥内田歯科クリニック | ☎63-3055 |
| ③大山医院 | ☎63-3054 | ⑦おがわ歯科医院 | ☎67-6970 |
| ④おのだクリニック | ☎67-2228 | ⑧佐澤歯科医院 | ☎63-3135 |
| ⑤菅野眼科医院 | ☎63-3270 | ⑨さとう歯科医院 | ☎63-7731 |
| ⑥公立あま病院 | ☎66-2500 | ⑩あづさ歯科医院 | ☎63-7553 |
| ⑦佐々木歯科 | ☎63-3324 | ⑪ジョブラント・オフィス | ☎63-7306 |
| ⑧さとう整形外科 | ☎64-2256 | ⑫エミエ歯科 | ☎64-4880 |
| ⑨鈴木診療所 | ☎68-2121 | ⑬あみぐさ歯科診療所 | ☎69-5630 |
| ⑩鈴木内科医院 | ☎63-3056 | ⑭かみと歯科クリニック | ☎63-3922 |
| ⑪清宮眼科医院 | ☎87-4780 | | |
| ⑫中新田クリニック | ☎63-7676 | | |
| ⑬中新田民主医院 | ☎63-2156 | | |
| ⑭中川医院 | ☎63-2504 | | |



令和7年4月発行

発行人 みやぎけんかみぐんかみまち
宮城県加美郡加美町

〒981-4252

宮城県加美郡加美町字西田四番7番地1

こども家庭課

Tel 0229-87-8730 Fax 0229-63-7873

E-mail kodomo-katei@town.kami.miyagi.jp